

# 目 次

はじめに

1 「外国人との共生社会の創造」セミナー案内	1
2 セミナー参加者名簿	6
3 「外国人との共生社会の創造」セミナー総括 「国際化時代を迎えて—外国人との共生社会を展望する—」 三重大学人文学部教授 児玉克哉	7
4 講師レポート	
(1) 「多文化社会の形成を目指して－先進国に学ぶ－」 三重大学人文学部助教授 江成幸	14
(2) 「多文化共生社会づくりを目指した事業」の必要性と企画のポイント （財）三重県国際交流財団専門員 筒井美幸	19
(3) 「パートナーシップの構築を目指して－共生社会の創造に向けた市民団体の役割－」 NGOセンターみえ事務局長 肥田幹子	25
5 ワークショップ「地域共生社会の展望」	31
6 参考資料	56
7 自治講演会	
(1) 基調講演「国際化する地域社会の課題と展望」 龍谷大学法学部教授 富野暉一郎	59
基調講演資料・レジュメ	75
(2) シンポジウム「国際化する地域社会の課題と展望」	77
コーディネーター 三重大学人文学部教授 児玉克哉	
パネラー 三重大学人文学部講師 藤本久司	
千里ヶ丘小学校前校長 水谷正栄	
NPO法人愛伝舎スタッフ 米川アンジェリカ綾	
シンポジウム資料・レジュメ	97

# 1 「外国人との共生社会の創造」セミナー案内

## 1 目的

本セミナーは、以下を目的として開設した。

- ・多文化共生、外国人施策、地域活動等を展開する上で必要とされる知識、情報を得る場とする。
- ・日常業務や活動における自らの疑問や課題を講師及び参加者と共有することにより、解決策、方向性等の糸口を見つける機会とする。
- ・講師や参加者とワークショップ等を通じて、今後の業務や活動の人脈づくりの場とする。

## 2 構成

対象 県職員・市町村職員・地方議会議員・個人会員・一般・自治研センター研究員他

座長 三重大大学人文学部教授 児玉 克哉 氏

## 3 講師

児玉 克哉 (こだま かつや) Katsuya Kodama



<http://gaea.human.mie-u.ac.jp/~kodama/>

1959年広島県生まれ。現在、三重大大学人文学部教授。

専門分野は、地域社会学、市民社会論、NGO論、国際平和論など。広島大学大学院修士課程修了の後、スウェーデン・ルンド大学社会学部博士課程へ留学。社会学博士。1992年に三重大大学人文学部に赴任。国際平和研究学会事務局長（2000年－2004年）として、世界の平和研究の中心的役割を担った。また、三重県や愛知県を中心とした地域社会のオピニオンリーダーとして様々な提言を行なう。2005年5月30日の三重県地方自治研究センター総会にて当センター副理事長に就任。

江 成 幸 (えなり みゆき) Miyuki Enari



1967年生まれ。現在、三重大大学人文学部助教授。

専攻分野は、社会学、アメリカ地域研究。お茶の水女子大学大学院人文科学研究科修士課程修了、同学人間文化研究科博士課程単位修得退学。名古屋短期大学英語科講師、三重大大学人文学部講師を経て、1998年より同学助教授。アメリカ合衆国における移民の市民権、移民受け入れにかかる社会的、制度的研究など。日本における外国人の労働、ネットワーク、日本人との社会関係についての調査研究を行なう。

## 筒 井 美 幸 (つつい みゆき) Miyuki Tsutsui



<http://www.mief.or.jp/>

1962年生まれ。現在、(財)三重県国際交流財團 (MIEF) 専門員。  
私立幼稚園に7年間勤務の後、1992年4月から1995年4月まで3年1ヶ月間、  
青年海外協力隊員としてドミニカ共和国へ赴任。職種は幼稚園教諭。  
帰国後1998年6月より現職。MIEFは、多文化共生社会を築くためのモデル  
事業や地域の国際化推進に向けた事業を実施している。主な担当事業は外国人  
就学支援、多言語情報提供、国際交流団体調査、MIEF国際化推進事業  
(助成金)など。

## 肥 田 幹 子 (ひだ みきこ) Mikiko Hida



<http://www.ngo-mie.org/>

1978年生まれ。現在、NGOセンターみえ事務局長、㈲地域開発企画代表取  
締役。  
三重大学在籍中にベトナムを訪問し、国際協力・NGO活動に興味を持つ。  
ボランティア活動を行う中で、三重県内のNGO団体のネットワーキング、  
市民への情報発信の必要性を感じ、中間支援組織として「NGOセンターみ  
え」を設立。三重大学人文社会科学研究科修士課程修了後、マーケティング  
調査や地域計画を専門とした有限会社地域開発企画を設立。地域の活性化、  
国際化とまちづくりなどに関する調査研究も行っている。

## 富 野 晖一郎 (とみの きいちろう) Kiichiro Tomino



<http://www.law.ryukoku.ac.jp/~tomino/>

1944年神奈川県生まれ。現在、龍谷大学法学部教授。  
専門分野は、地方自治論、地域経営論。東京大学大学院理学系研究科修士課  
程（天文学）修了の後、同学博士課程（天文学）退学。環境エンジニアリング  
会社社長を経て、逗子市の米軍住宅建設反対の市民運動から推されて逗子  
市長を3期8年務め市民自治に基づく行政を展開した。島根大学法文学部教  
授を経て1999年に龍谷大学法学部教授に就任。  
地方自治を地球規模の新たな枠組みに中に位置付けする「グローカリズム」  
を提唱し、フィールドワークとして自治体国際活動などの調査研究、また國  
内外において講演・研修・国際会議の運営等の社会活動にも幅広く取り組ん  
でいる。

## 藤 本 久 司 (ふじもと ひさし) Hisashi Fujimoto



<http://www.geocities.jp/mienihongo/>

1951年三重県生まれ。現在、三重大学人文学部講師（留学生担当）。専門分野は、日本語教育、社会学など。早稲田大学政治経済学部卒業、三重大学人文社会科学研究科修士課程修了。1973～90年まで三重県職員（行政職）。2002年三重大学に赴任。  
社会活動として県内の日本語サポートNPOの連絡組織「みえにほんごネットワーク」代表、外国出身中学生の進学支援ボランティア「ジョイア」代表。三重県国際交流財団「外国人の子どもの教育問題検討委員会」コーディネーター。南米出身者などを取り巻く諸課題、日本語教育や支援ボランティア、イギリスの移民児童施策等に関する調査研究を行なっている。

## 水 谷 正 栄 (みずたに まさえ) Masaee Mizutani



1945年三重県生まれ。前河芸町立千里ヶ丘小学校校長。

1997年より3年間、複数のブラジル国籍児童が在籍する芸濃町立椋本小学校校長として在籍。2000年より退職に至るまでの5年間、外国人多住地域にある河芸町立千里ヶ丘小学校校長として在籍。

小学校教育における外国籍児童の指導方策、及び、兼職する館長の河芸町立千里ヶ丘公民館における外国人在住者と地域との関わり方策について追求。  
小学校における「ふれあい教室」「国際交流集会」、公民館における「日本語教室」「国際交流のつどい」などの事業推進に努める。

現在、財団法人 三重県退職教職員互助会常務理事。

## 米川 アンジェリカ 綾 (よねかわ あんじえりか あや) Angelica Aya Yonekawa



<http://npoaiden.hp.infoseek.co.jp/> <http://amigoubj.hp.infoseek.co.jp/>

1963年ブラジル生まれの日系二世。来日して12年。現在、NPO法人愛伝舎スタッフ。

以前8年間鈴鹿市立小中学校で外国人児童生徒指導助手として勤務。子供たちの教育を取り巻くさまざまな問題の解決のため、2005年に仲間と共に外国人サポートNPO法人「愛伝舎」を設立。事業としてポルトガル語通訳、翻訳、教育相談、出入国相談、健康相談、イベント開催などの活動に取り組む。また、ブラジル人中心ボランティア「UBJ」(絆・ブラジル・日本)のメンバーとして地域、学校にて文化交流活動を行なっている。

#### 4 各回詳細

##### 第1回

講義 國際化時代を迎えてー外国人との共生社会を展望するー

講師 三重大学人文学部教授 児玉 克哉 氏

概要 國際化時代を迎えた今、セミナー開設の意義、地域社会における外国人の実情、それを取り巻く諸課題についてのアプローチ及び状況の整理、地方行政・各種団体等にフィードバックする全般的な課題提起を行なう。

##### 第2回

講義 多文化共生社会の形成を目指してー先進国に学ぶー

講師 三重大学人文学部助教授 江成 幸 氏

概要 欧米の移民受入事例及びその歴史的変換。市民社会における参政権、永住権問題等、外国人を取り巻く先進国及び国内の状況の整理、取組み方等についての具体的課題提起、方針等の検証・検討等を行なう。

##### 第3回

WS 地域共生社会の展望①

講師 NGOセンターみえ事務局長 肥田 幹子 氏

助三重県国際交流財團専門員 筒井 美幸 氏

概要 ファシリテーターより現状の報告、諸課題の提起。これまでのセミナーの内容を踏まえ、参加者によるワークショップ形式にて地域情報の交換。課題の抽出、方策の検討、内容の共有化を図る参加型セミナーを行なう。

##### 第4回

WS 地域共生社会の展望②

講師 助三重県国際交流財團専門員 筒井 美幸 氏

NGOセンターみえ事務局長 肥田 幹子 氏

概要 第3回の内容を継承し、参加者によるワークショップ形式にて前回抽出した課題及び多様な主体の整理。具体的な解決方針及び将来的な展開に向けて個人及びグループで検討を行なう参加型セミナーを行なう。

### 3 「外国人との共生社会の創造」セミナー総括

「国際化時代を迎えて—外国人との共生社会を展望する—」

三重大学人文学部教授 児玉克哉

これから日本の針路を考えるとき、多文化社会の創造は間違いなく最重要課題の一つである。特に平成2年の入管法の改正以後は、外国人研修生と日系ブラジル人の数が急増している。今後、ますます外国人との共存は大きな課題となるだろう。この問題を避けて日本の21世紀は語れない。特に名古屋、中部地域には日系ブラジル人をはじめとして外国人が多い。最近では外国人と日本人とのトラブルも増えている。多文化社会の先進国であるスウェーデンのケースも参考にしながら、どのような政策をこれから展開すべきなのか考えていく。



講義する児玉教授

#### 1 日本に在住の外国人

##### (A) 在日韓国・朝鮮人

現在60万人にのぼる韓国・朝鮮人が日本に在住している主な原因は、日本統治下の土地収奪と戦時の強制連行であった。1937年、日中全面戦争に突入してからは朝鮮人を労働力、兵力として動員することが計画され、大規模な強制連行が行われた。労働力としては炭坑、鉱山、軍需工場が主な働き場所であり、時期的な緊迫度を反映して募集、官斡旋、徴用の3段階があったとされる。彼らの多くは極めて過酷な労働条件のもとにおかれ、事故や病気による死亡も稀ではなかった。

こうした日本に強制連行されてきた者は日本の敗戦の後、多くは祖国に帰国した。しかし、様々な理由から日本に残った者、残らざるを得なかった者も多く、彼らが在日韓国・朝鮮人一世となる。すでに定住から半世紀以上経過した現在では、在日韓国・朝鮮人二世、三世が日本で生まれ成長している。彼らの多くはマイノリティとして日本社会の制度的差別や日本人の偏見の中で様々な問題に晒されている。日本国籍を取得(帰化)した場合でも、差別が消え去ることはない。二世や三世のほとんどが日本語に不自由なく日本文化や日本の価値観に囲まれて成長し、文化的・意識的な同化が進んでいる現実がある一方で、日本社会の根強い差別の中で民族的アイデンティティの維持、祖先の遺産文化の継承などが重視されるという動きもある。

#### (B) 在日中国人

先に挙げた韓国・朝鮮人と同じく日本の植民地政策によって台湾、旧満州などから戦前、戦中にかけ入国し戦後定住した中国人が多い。居住地域は在日韓国・朝鮮人に比べ少ないが、横浜、神戸などのチャイナタウンなど一般によく知られている場所もある。こうした在日中国人においても、在日韓国・朝鮮人と同様に二世、三世が多くなり、同化とアイデンティティの保持、差別などが複雑に絡みあう状況の中におかれている。

しかし、最近はこうした「オールドーカマー」の中国人よりも「ニューカマー」の中国人の方が注目を集めようになっている。就学生、留学生、研修生などとして、比較的若い中国人が来日してきている。日本語学校の就学生の多くが日本の大学に進学し、留学生の多くが卒業後日本で就職する道を選んでいるのが昨今の著しい傾向である。これは、大陸出身者にも台湾出身者にも同じように当てはまる傾向である。

#### (C) 南米の日系人

90年入管法改正によって急増したニューカマーの中心になっているのが日系ブラジル人やペルーアmericanoである。特に日系ブラジル人は22万人余りにのぼっており、その居住地は都会、地方を問わず全国にわたっている。静岡では外国人の55%がブラジル人であり、以下外国人にブラジル人の比率の高いのは、三重県、長野県、群馬県の順で、いずれも40%以上である。

日系人であっても日本語や日本文化を見に付けていない若い世代が年々増加し、学校では日本語教育の必要性、文化格差のジレンマ、それらから起こる低学力や不適応の問題など、深刻な課題が噴出している。また日本で成長した子供と日本語の話せない親とのコミュニケーションの問題も大きい。

日系人が定住化へと進むにつれて、地域住民との摩擦も深刻な社会問題としてクローズアップされるようになってきた。1999年6月には日系ブラジル人ら外国人が多い愛知県豊田市の保見団地に、右翼団体の街宣車や暴走族の若者が乗り付ける騒ぎが起こった。それまでにも日本人住民と日系人住民との間では様々なトラブルが生じており、双方に感情的なわだかまりがあることは事実である。

#### (D) 東南アジア、南アジアからの入国者

98年末の数値で10万5千人を数えるフィリピン人が中心となっている。その他約2万人のタイ人、約1万人のベトナム人の順となっていて、東南アジア、南アジアのほとんどすべての国から相当数が来日している。

このうちベトナム人の多くは、インドシナ難民として日本が受け入れたもので、他のアジア諸国からの入国者とステータスが異なる。急速な社会主義化や内戦、政治・宗教的迫害を逃れるためベトナム、ラオス、カンボジアから脱出した難民は、世界に約130万人が定住する。日本政府は79年4月、初めて定住枠500人を設けて受け入れを決定した。日本に到着したポートピープルや元留学生、海外キャンプからの入国者ら1万400人のうち約8割がベトナム人である。彼らは日本人とほぼ同等の制度上の待遇が与えられているが、社会的差別構造からは逃れることはできていない。

フィリピン人、タイ人を中心に資格外労働、観光ビザや興行ビザでの不法就労、超過滞在が社会問題となっている。また、この二つの国の出身者を主な対象として、女性の人身売買や売春組織が存在して

いることは人権上の重大な問題である。暴力団が絡んでいる場合もあり、不法就労者であるという弱みにつけ込んだ悪質な人権侵害が行われることも少なくない。性風俗産業で労働させられる東南アジアからの女性は、「からゆきさん」にちなんで「ジャパゆきさん」と呼ばれる。

#### (E) その他の外国人

上記の特徴的な5つのケース以外に世界各国からの入国者が日本に居住している。専門的技術・技能を持っている外国人は労働ビザを得て、日本で就労することができる。

日本人の配偶者は以前は、日本人の妻に対する欧米人の夫のケースが多かったが、現在では、日本人の夫に対するアジア人の妻のケースが多くなっている。

留学、就学、研修においては中国人が多い。中国人は留学においては54.3%（3万2370人）、就学においては65.3%（2万50人）、研修においては57.7%（1万5646人）と圧倒的である。

不法在留者も相当数にのぼっているとみられる。船による密入国など把握できないわけで、この数字よりもさらに多くの外国人が不法に在留しているものと考えられる。不法在留者に対しての人権擁護のシステムは極めて貧弱である。

## 2 外国人問題の課題

在日外国人の問題を人権の視点から整理し、考察してみよう。様々な問題点が出てきており、早急な解決策が求められている。

#### (A) 外国人の参政権

2005年7月現在においてはまだ、日本では外国人の参政権は認められていない。参政権は、日本国籍を保有する者に限定されている。しかし、昨年来より外国人参政権法の成立が現実味を帯びてきており、焦点はいつ、どのような法案が成立するのかに移ってきてている。ここでポイントを整理してみよう。

これまで公明党が主体となった公明・自民党案が最も有力であった。この案では、同じ市町村に3ヶ月以上住む20歳以上の永住外国人に、知事、市区町村長や地方議会議員の選挙権が付与される。参政権を望まない人にも配慮し、市町村が作る「永住外国人選挙人名簿」への登録を申請すれば、選挙権が得られる仕組みとしている。この案では外国人には被選挙権は認められておらず、外国人議員や外国人市長への道は開かれていない。この案では、永住外国人は条例制定などの直接請求に参加でき、民生委員にも就けるようになる。また、パーティ一券購入を除いて禁じられてきた政治献金も、解禁される。150万人を超える外国人登録者の中で、永住外国人は約63万人であり、旧植民地出身者とその子孫に認められる資格「特別永住者」と、日本人と結婚して5年以上の人らが申請できる「一般永住者」がある。国籍別では韓国・朝鮮人が55.5万人で突出している。しかしこの案も、自民党の中にかなり強い反対もあり、いつ実現されるか定かではない。

### (B) 不法就労者問題

労働省による推計（平成15年1月現在）では、22万552人が不法在留しているとみられている。船で密入国した人などはこの数字に入っておらず、また資格外で労働する不法就労者も多い。かなりの数の外国人不法就労者が存在することは確かである。

人権侵害という点からみると、不法就労者・在留者は深刻な問題を抱えている。まず、こうした不法就労者・在留者は保険に加入していない場合がほとんどであることも大きな問題である。日本の医療保険は、国籍に関係なく適用される。外国人も、常勤で企業に勤めていれば健康保険に加入し、それ以外で1年以上滞在するか、1年以上滞在すると認められれば、市町村の国保に強制加入する。しかし、滞在期間が短くて公的保険の対象とならない就学生や観光目的の人は、民間保険に加入するか、自己責任の原則で医療費を負担しなければならない。不法就労者が、なんらかの保険に加入しているケースはほとんどない。不法就労者は、日本人労働者の嫌がる3K（きつい、きたない、きげん）の職場で働くことが多く、病気になったり、怪我をしたりする確率は高い。保険に加入していない彼らは、医療費が嵩むことからなかなか病院に行くことはなく、病状を悪化させてしまうことが多いという。また、実際に入院し手術しなければならない時には、医療費が払えないことも多く、社会的な問題ともなっている。

労働者が四日以上休業する労災事故があれば、事業主は直ちに労働者死傷病報告書を労基署に提出しなければならず、会社側が補償を負担できない場合、労基署に補償を請求して労災と認定されれば、不法就労の外国人でも保険が適用されることとなっている。最近は労災を申請するケースも増えているが、事業主は、不法就労者を雇っていたことが発覚するのを恐れ、できるだけ労災申請をしないようしている。不法就労者側も労災を申請できることを知っておらず、泣き寝入りしてしまうケースが多いようである。抜本的な制度の整備をしなければ、不法就労者の人権は無視され、不法外国人の多い地域の病院は未払い医療費に苦しむという状況はさらに悪化するだろう。

また不法就労者の弱みにつけこんで、賃金の未払いやピンハネなどの問題も起こっている。不法就労者は見つかれば祖国へ強制送還させられるわけで、低賃金で働かされたり、賃金が支払われなかったりしても、公的な機関に訴えることは少ない。人権侵害が極めて起こりやすい状況が作り出されている。悪質なプローカーや暴力団などが背後に存在する場合にはさらに問題は深刻である。

性風俗産業を中心とした女性の不法就労も、大きな人権侵害をともなう。「骨を削るような貧困」ゆえに、明治、大正時代、海外へ身売りした日本女性は「からゆきさん」と呼ばれた。東南アジア諸国から日本へ出稼ぎにくる女性は「ジャパゆきさん」と呼ばれている。彼女らの大部分は不法就労の形をとり、風俗関係の店で働いている。入国から就労、居住先に至るまでプローカーが関与し、暴力団が絡んでいる場合も多い。日本で性風俗の仕事をするとわかってくる場合もあるし、知られずに日本にきてから売春をさせられる場合もある。

### (C) 地域住民との摩擦

外国人の多い地域では、日本人住民との厳しい摩擦が生じているところもある。文化の違い、差別的な社会・意識構造、お互いの理解への意欲の欠如など様々な要因が考えられる。外国人排除の動きもみ

られ、社会的問題に発展しつつある。

愛知県豊田市の保見団地は、日系人の多い団地として全国的に知られている。保見団地の人口約1万1千人のうち外国人は3千人ほどといわれる。夏祭りに日系人が参加するなど、一時は共生モデルとして注目を集めていたが、最近は日本人地域住民と日系人との間での摩擦が報道されている。1999年5月—6月に起こった一連の騒ぎは、関係者に大きな衝撃を与えた。5月31日午後11時ごろ、団地内で外国人と日本人が集団でにらみ合う事態が発生した。6月5日午後8時ごろ、右翼団体の街宣車とバイク約50台に分乗した暴走族の少年らが団地に現れ、「ブラジル人は出てこい」などと叫びながら外周道路を走った。翌6日午後10時すぎ、団地近くで右翼団体の街宣車1台が焼けた。豊田署は県警本部に応援を要請、約50人の警察官を配備した。7日午後5時ごろ、計4台の街宣車が乗り付けた。「不良外国人は出ていけ」などと叫び、1時間ほど外周道路を走ったという。豊田署は同日夜から、署員10人を団地の警戒に専従させた。(朝日新聞、1999年6月8日付)

この背景には、日系人が夜、大きな音で音楽を聴くとか、決まった日にごみを出さないなど、一部の外国人の居住マナーをめぐる摩擦がある。日系人の側からすれば、日本人は差別的で、冷たいという不満がある。

三重県鈴鹿市も自動車産業の下請け工場の多い町で、日系人が多い。その鈴鹿市で、2—3年ほど前に象徴的な騒動があった。「小学生が外国人に襲われた」というデマが流れた。騒ぎは広がり、警察が否定のちらしを回覧して沈静化をはかるような事態になった。しかし、大阪市大教授(社会学)の野口道彦さんらが調査したところ、1年たっても住民の14%がデマを事実だと信じていたという。(朝日新聞、1999年12月3日付)

### 3 スウェーデンの移民政策の概要

#### (A) 同権政策

まず第一に注目すべき点は、スウェーデンに永住権を得ている外国人は、市民権のあるスウェーデン人とほぼ同じ権利と義務を持っていることである。主な例外は徴兵の義務と国政選挙の選挙権・被選挙権がないことすぎない。雇用政策、失業保険、社会保険や児童手当などの支給金、住宅、教育などすべての分野で外国人もスウェーデン人と同等の権利を保有している。

さらに驚くことは、永住権を持っていなくても、1年以上の滞在を許可するビザを持っていれば、教育ローンの借り入れなど一部の権利を除いては、ほぼ同等の権利が保証されていることである。1年以上の滞在を許可するビザを持っていれば、パーソナル番号を取得できるが、これは同時に国民保険番号でもある。世界の最先端をいく高度に完成されたスウェーデンの福祉制度は、広く外国人にも開かれているのである。こうした点は、日本国籍を保有していなければ、様々な点で不利になる日本の状況と比較して明らかに進歩的である。もちろん、外国人に対する指紋押捺の義務などはない。

選挙権に関しても、地方選挙では、3年以上スウェーデンに在住している外国人は選挙権のみならず、被選挙権をも保有することが、1975年に決められ、翌年の選挙より施行されている。移住外国人団体は、地方選挙だけでなく、国政選挙でも外国人に選挙権を与えるよう要求を出している。地方選挙に限定されていようとも、外国人に選挙権が与えられていること自体、特筆に値するものであり、スウェーデンの外国人政策の先駆性を示している。

#### (B) スウェーデン語講座

大多数の移住民にとっては、スウェーデン語の修得は多大なエネルギーと時間を必要とする困難なプロセスである。フィンランドには、スウェーデン語を母国語とする国民が約6%おり、フィンランド語とスウェーデン語の両方が公用語である。しかしフィンランド語とスウェーデン語は語族が異なり、スウェーデン語を母国語としない多くのフィンランド人にとってスウェーデン語の修得は容易ではなかった。1960年代から1970年代前半にかけて大量に移住してきたフィンランド人やユーゴスラビア人の存在は、スウェーデン語教育の制度的確立を促すこととなった。

スウェーデン語教育において驚かされる点は、講座が無料であるばかりか、講座に参加することによって賃金、あるいは特別支給金が支払われることである。1973年に国会で承認された法律は、移民労働者は240時間ほどスウェーデン語の講座を受けることができ、その間、雇用者は100%の賃金を支払う義務があることを定めている。しかし、この制度は雇用者の側に大きな負担を負わせることになり、雇用者はスウェーデン語が堪能でない移住民の採用を極力避けるという副次的效果が現れるようになった。そこで、1986年には一種の妥協策として新しい制度が取り入れられた。スウェーデンへ移住してきた外国人は、400~500時間のスウェーデン語「基礎コース」を受ける権利があり、それを修了した者はさらに「上級コース」を受けることができる。

#### (C) 通訳サービスの権利と情報へのアクセス

どんなに優れた福祉制度や移住民を援助する制度があろうとも、彼らにとって外国語であるスウェーデン語で手続きや交渉をするには限界がある。言葉がうまくできないために、意思の疎通ができなかったり、誤解が生じるというケースも少なくない。こうした語学的ハンディを補うために、在スウェーデン外国人は公的機関においては、通訳を要求する権利があるし、地方自治体にはそれを手配する義務がある。地方自治体の役所での手続きや警察での取り調べにおいてはもちろんのこと、学校でのPTA相談や病院での手術やお産に際しても、通訳を要求すれば無料で手配されるシステムになっている。

#### (D) 反差別政策

スウェーデンの法律は差別や人種主義を厳しく禁じている。例えば、レストランやホテルは、人種や国籍を理由に客を拒否することはできない。日本では大きな問題となっている外国人に対するアパートへの入居拒否も、法律によって禁止されている。また、スピーチや執筆によって、特定の移住民グループであろうと、罵ったり馬鹿にしたりすることも、法律に触れる差別行為である。こうした差別行為を行うものは、訴えられれば、罰金もしくは禁固の刑を科される。

この反差別政策に関連してスウェーデンにユニークな制度として、「民族差別禁止オブズマン」が挙げられる。民族差別禁止オブズマン (Ombudsmannen mot etnisk diskriminering, DO) は1986年に創設された。この職は、同年制定の民族差別禁止法 (Lag mot etnisk diskriminering) によって設けられてものである。同法は民族差別とは人種、肌の色、国籍、民族的出自、宗教などを根拠にした不当で侮辱的な、または不正な取り扱いであると定めている。民族差別禁止オブズマンの任務は、

社会、特に職場において民族差別を防止することにある。

#### (E) 移住民の子どもへの教育

基本的には移住民の子どももスウェーデンの教育システムの中で、スウェーデン人の子どもと同じ教育を受けることになる。しかし、例外的に特に移住民の子どもを対象としたものに、母国語教育制度がある。これは多文化社会の建設という点から非常にユニークな試みであり、一考の価値があるであろう。これは移住民の子どものアイデンティティの喪失問題の解決とともに、移住民とその子どもとの間の円滑なコミュニケーションを目的とするものである。またこの制度の背景には、異文化との健全な共存は社会にとっての財産であるという基本的な認識がある。

この制度は、両親、もしくは片親のいずれかがスウェーデン語以外の言語を母国語としている場合、その子どもは親の母国語を学習する権利があるとするものである。小学校、中学校、高等学校のいずれも、このような生徒から申し出があった場合には、母国語学習のための特別な授業を開設するよう最大の努力をしなくてはならない。1990年までは、ほぼすべての生徒の要求を満たすように努力するよう指導がなされており、約60の言語の教育講座が開かれ、約3分の2の移住民の子どもがこの母国語教育を受けていた。しかし、1991年以後予算の大幅な削減によって、5人以上の希望者が同一言語で同一場所で得られた時にのみ開設するという形態に変わっており、開設言語の数も急減している。

## 4 日本の展望

気掛かりなのは日本人と外国人との交流・接触が希薄になり、お互いが居心地のいいカプセルの中に閉じ籠ってしまいつつあることである。お互いがカプセルの中に入り、接触を拒否するなら当面のトラブルからは逃れることができる。しかしそれは、さらに大きな偏見を生み出すものとなり、将来的には厳しい対立を引き起こすであろう。つまり問題をいたずらに先送りしたり、隠したりするのではなく、お互いが意見を聞わせながらより良い社会、人権の尊重される社会への道のりを模索する努力が必要とされるのである。共生という言葉がよく使われるが、静的なイメージのする共生をさらに進めて、お互いが社会創造に努力しあうイメージの共創という言葉を使うことにしている。つまり差別から逃げるのではなく、差別と闘い、お互いに本音で付き合える社会づくりこそ、必要とされると考えるからである。住民が日本語を教える機会を設けたり、住民と外国人がルール作りと一緒にするなど、「社会的接触」が必要である。

川崎市は、1996年に外国人市民代表者会議を開催して注目を集めた。代表者は外国人登録を行い、満18歳以上、市内居住が1年以上、会議に必要な日本語能力を有することが要件で、1万3500人の外国人世帯と公共施設や外国人支援団体に多言語の案内状を送付して一般公募を行い、同市の外国人構成比率に応じて選考された。外国人に参政権のない現状において、外国人が自治体と討論する機会として評価された。実際には、代表者の選考など様々な問題があったようであるし、会議で出された意見がどのように施策に反映されるのかも明確ではない。しかしこうした試みを積み重ねることによって、新しい日本社会のイメージが浮かび上がってくるのではないだろうか。

## 4 講師レポート（1）

### 「多文化社会の形成を目指して－先進国に学ぶ－」

三重大学人文学部助教授 江 成 幸

#### 1 共生と統合

三重県内では、各地で新来の外国人との共生の試みが進められています。そこで今回は、「先進国に学ぶ」という形で考える機会といたします。海外のことを紹介するにあたって、「多文化共生」と言ってしまうと、英語にうまく置き換えることができません。例えばオーストラリアは多文化共生と呼びたいところですが、英語では「文化多元主義」（カルチュラル・pluralism）とか「多文化主義」（マルチ・カルチュラリズム）であって、日本語の「共生」ではありません。現象として、あるいは取り組みには共通性がありますが、ご注意いただきたいと思います。

「共生」は、もともと生物学の「シンバイオシス」から来たそうです。「シン」は共鳴や調和ということで、互いに侵害し合うことなく住み分けることのようです。人間社会においては、協調しながら共生共栄しようという、日本の土壤になじむ言葉だと思います。

欧米で多文化共生に近い言葉は、「統合」（インテグレーション）だろうと思います。ドイツ、フランスなどヨーロッパでよく用いられるようです。その国で暮らす多様なエスニシティ（民族的背景）の人々が、文化や外見で差別されることなく、住民として権利を享受できる社会を目指すということです。

20世紀半ばまでは「同化」（アシミレーション）、つまり「出来るだけ早く移り住んだ社会にとけ込むほうがいいのだ」という考え方がありました。それが大きく転換し、「もともと持っている固有文化を大切にしよう」という中からこの言葉が生まれました。「統合」以外に「包摶」（インコーポレーション）が使われることもあります。これは、ある国の制度および経済活動に組み込まれ、その一部として機能するという意味合いでです。

西欧では、人間らしく生きられる権利を確保していこうという意識が非常に強く働いています。ですから、「気持ちのうえで仲良くしよう」というより、平等になっていない部分について、政策による機会の確保や支援がなされます。「共生」がお互いに尊重しあって良い社会にしていこうという意識に重点を置くとすれば、「統合」の基本には権利という理念があります。

#### 2 外国から学ぶ意義

3、4年前、海外の研究者から「日本は少子化だから、外国人労働者の導入は必然ではないのか」と言われました。世界の目から、日本の外国人増は当然の流れと見られているようです。小泉政権の下でも、フィリピン人看護師への医療分野の開放が合意されています。今のところ日本の資格を取るというハードルを設けていますが、特定の分野に関して、これから外国人が増えていく可能性は高いのではないかでしょうか。

日本か外国かを問わず、移住して来た人たちを「エスニック・マイノリティ」（民族的少数者）と考えると、その国に慣れていくプロセスや、必要となるサポートには共通性が見られます。また時代は違っても、日本からブラジルやアメリカに渡った人々の歴史は、日本に来ている日系ブラジル人と重なる点もあります。

時代や場所を越えるテーマである一方で、受け入れを具体的に実践していく際には違いが出てきます。同じ国でも、地方ごとの制度や施策が反映されます。したがって具体例を個々に取りあげると比べにくい面がありますので、ここでは国ごとの概略で比較したいと思います。



講義する江成助教授

### 3 アメリカ合衆国の現実

#### (1) 黒人差別の問題

アメリカ社会には、未だに白人と黒人の間の差別問題が重くのしかかっています。かつてアメリカでは、綿花やタバコの栽培のため黒人奴隸が大量に使われました。実際には、南米やカリブ海への奴隸の数のほうが多いと言られています。しかし例えばブラジルにも差別はありますが、混血が進んで肌の色はグラデーションです。アメリカでは、黒人の血が一滴でも入っていたら黒人という強い差別があり、黒人か白人かで分断された社会でした。

1950年代、60年代に公民権運動が起こり、国家として社会的格差を是正していこうという気運がようやく高まっています。日本でも男女共同参画で「ポジティブ・アクション」が言われていますが、その雛型がアメリカの「アファーマティブ・アクション」（積極的差別是正措置）です。公共事業の発注、大学入学、公務員の採用など、公共的な部門を中心に、社会的マイノリティである黒人や女性の優遇が行われました。

最近になりアファーマティブ・アクションは次々と廃止されています。理由の一つに、ここ30年ほどの間に、カール・ルイスやライス国務長官のように、黒人で完全に社会的上昇を果たした例が見られるようになりました。今の貧しい層が必ずしも黒人ではないという指摘もあり、施策としてある程度の使命を終えたとみなされたようです。

#### (2) 移民政策の変化

移民国アメリカを語る際に、いわゆる白人以外のエスニック・マイノリティであるアジアやラテンア

アメリカからの移民がどのような立場に置かれてきたかは重要な視点と言えます。歴史を振り返ると、建国以来、国内で調達できない労働力を移民に頼っています。他方で、経済の悪化、共産主義への反発、今で言えばテロリズムのような社会を揺るがす問題が出てくると、移民に対する取り締まり強化など排他性が繰り返されてきました。

全般としては、1965年の移民法により寛容な方向へと転換しました。ヨーロッパ系の移民に受け入れ枠を多く与えていたのをやめ、各国平等にしました。もう一つ、先に移民した者が家族を呼び寄せる場合は、優先的に受け入れることにしました。その結果、アメリカと国境を接するメキシコから、あるいは中国などから、合法移民として永住権を取る割合が伸びています。

1990年になると、家族呼び寄せの門戸は閉ざさないものの、IT技術者など先端技術者と、資本を持ってアメリカでビジネスを始める投資家、つまり経済にプラスになる人々に優先的に永住権を与える政策を導入しました。その結果、特にインド系が増えており、その社会進出たるや目を見張るものがあります。

### (3) バイリンガル教育

アメリカ社会は、子ども一般に対して「良きアメリカ人になること」を期待します。大人たちより、さらに良いアメリカを創る人材として、「未来を担う公共財」という意識がある国です。学校などでは、移民の子どもたちに対しても、定住してアメリカ人になるものとして接します。

二言語併用のバイリンガル教育については、「母語と文化を保持するため」と言われることがあります。しかしアメリカで実際に見た授業では、英語を教える手段として子どもたちの母語を使っていました。アメリカの生活に早くなじめるように、適応の推進役として外国語を活用していると感じました。アファーマティブ・アクション同様、近年バイリンガル教育にも風当たりが強くなっています。人口増加が著しいスペイン語を母語とする子どもたちは、バイリンガル教育があれば、授業中に英語を耳にしてもスペイン語で理解し、英語を学ばずに済みます。ロサンゼルスなどスペイン語で通じる街もあり、結局バイリンガル教育の母語のほうだけを使ってしまう可能性が出てきました。そういう問題もあって、批判にさらされたのだと思います。

1980年代には、全米で「英語を公用語にしよう」という運動が起きました。アメリカの憲法に公用語の規定はなく、州レベルでも英語使用は当然のこととして定めていませんでした。しかし移民の人口構成が変化したことで、「実際にどのようにアメリカ的な文化を守るか」という問題が表面化したと言えます。

日本でも、バイリンガル教育への関心は高いと思われます。その場合には、どのような多文化社会を目指すのか、外国語を母語とする子どもたちを将来日本の社会で活躍する人材として育てるにはどのような仕組みや教育方法がいいのか、理念的に積み上げていく必要があるでしょう。

### (4) 移民の活力

アメリカ社会はさまざまな矛盾を抱えていますが、大統領をはじめ多くの政治家が移民の国であることをプラスとし、称える場面が多く見られます。「いろいろな国から集まった人々が、アメリカの力に

なっている」と強調します。

以前は、日系人や中国系などの東アジア系、あるいはインド、パキスタンなど南アジア系は、外見上アメリカ人として見てもらえない時代もありました。それが近年のメディアでは、白人風のメイクアップなどせずに、アジア人の雰囲気のまま活躍しています。アジア系は社会的上昇がめざましいこともあって、アメリカのビジネス界から大事な顧客とされています。厳しい競争に置いて行かれる人々がいることも確かですが、移民たちが明るい表情を持てる社会と言ってよいと思います。

#### 4 西欧の統合政策

西ヨーロッパに目を向けると、第二次世界大戦後の復興と経済成長を支えたのが外国人労働者でした。フランスには、植民地だった北アフリカのアルジェリア、チュニジア、モロッコなどから来ましたし、ドイツはいろいろな国と協定を結び、一番多かったのがトルコ人でした。

1970年代にはオイル・ショックで各国とも不況となり、外国人のリクルートが停止されました。帰国促進政策も行われましたが、新たに労働者を受け入れない代わりに、国内に残った人々には家族の呼び寄せを認め、その後も人口は増え続けました。

ヨーロッパにおける移民の統合と言っても、ドイツ、フランス、北欧、イギリスなど、国によって移民の受け入れ方や社会制度が少しずつ違っています。いろいろな形態があるということを次にまとめてみます。

移民がある程度定住するようになると、その国で住みやすく暮らすために、自分たちの要望や主張を反映させる窓口が必要になります。スウェーデンやオランダには出身国別に全国組織があり、国の行政と協議する仕組みができているそうです。受け入れ社会の側も、移民の団体にそういった機能や役割を期待しているのです。

イギリスの場合は、NPO的な移民の団体が政策的に不足した部分を補助するという考え方です。政治や政策立案に直接関わるよりは、公的に行きわたらない部分をサポートする役割です。ドイツの場合、地方分権が進んでいることもあるって、移民団体も地方ごとで立ち上げられ、国よりも各地の行政とのかかわりが密接です。国と個人の契約を重視するフランスでは、同国人の組織より、むしろ様々な背景の人が、移民政策にかかわる法案などをきっかけに協力し、運動を展開するそうです。

『みえ自治研センターかわらばん』第157号に掲載していただいた三重県内の自治体への調査では、外国人が主体のグループとの協力について伺いました。しかし、まだ外国人同士のまとまりができておらず、進んでいないというお話をでした。

この調査では、県内で行政が必要なところをしっかり支えている姿勢がよくわかりました（表参照）。今年度は、四日市市で「外国人集住都市会議」が開催されました。国の対応が遅れているところについて、外国人が多く住む自治体が提言していくこうとされています。今後、地方レベルの政策提言、立案について、外国出身者ないし外国籍住民にも参加、協力してもらう方向性が探られるのではないかと思います。

表 外国人向けに実施している情報提供およびサービス（自治体別）

内 容	A	B	C	D	E	F	G	H
外国語版手続マニュアル		○		○	○		○	○
ごみ分別等行政情報案内	○					○	○	
窓口での通訳・翻訳	○	○		○		○	○	○
外国語の生活相談	○	○		○		○	○	○
防 災 情 報	○	○		○		○	○	○
教 育 支 援	○	○	○	○		○	○	○

〔註〕自治体は順不同でアルファベットで示した。2005年6月実施。

## 5まとめ

欧米の移民受け入れについては、それぞれの国が何らかの問題を抱え、どの国も答えを探っているということを頭において参考にすることが大切でしょう。日本では、1990年の入管法改正からすでに15年が経ちました。日系人への労働市場の開放が行なわれたものの、定住化に対応した総合的な政策は見られませんでした。地域の生活圏で日本人と外国人の共生を進めるには、草の根で外国人に関わっている住民の方々と行政の方々との協力の仕組みを継続的に作る必要があると思います。

外国人への支援は、少数の人が担ってきたのが現実です。それを10年、20年と重ねるのは本当に大変なことだと感じます。心ある人を息切れさせないために、継続的なネットワークが是非とも必要です。私自身も、取り組みの実例から課題を整理し、地域でどうしていけばよいかを考える情報交換の輪に加わっていけたらと思います。

### 【参考文献】

- 江成 幸, 2005, 「外国籍住民の増加と定住化にともなう行政のとりくみ—アンケート結果と西欧の例から—」  
『みえ自治研センターかわらばん』三重県地方自治研究センター, 157: 1-3.  
Soysal, Yasemin Nuhoglu, 1994, *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, University of Chicago Press.

## 4 講師レポート (2)

### 「多文化共生社会づくりを目指した事業」の必要性と企画のポイント

(財)三重県国際交流財団専門員 筒井美幸

平成17年12月31日現在、三重県の外国人登録者数は47,551人、県内総人口に占める外国人登録者数の割合は2.5%（推計値）となりました。平成15年末の調査で初めて2%を超えた、平成16年末は2.29%、平成17年末は2.5%（推計値）、現在40人に一人が外国人住民ということになります。（資料1-1.1-2（P22）参照）

資料1-1

#### (1) 県内国籍別内訳

順位	国籍	登録者数	構成比	増減数	増減率
1	ブラジル	20,659人	43.4%	1,564人	8.2%
2	中国	6,562人	13.8%	1,292人	24.5%
3	韓国又は朝鮮	6,411人	13.5%	-191人	-2.9%
4	フィリピン	4,249人	8.9%	604人	16.6%
5	ペルー	3,432人	7.2%	320人	10.3%
6	ボリビア	1,100人	2.3%	168人	18.0%
7	ベトナム	1,011人	2.1%	41人	4.2%
8	インドネシア	909人	1.9%	-42人	-4.4%
9	タイ	833人	1.8%	54人	6.9%
10	米国	338人	0.7%	11人	3.4%
その他		2,047人	4.4%	109人	5.6%
三重県計		47,551人	100.0%	3,930人	9.0%

\* 朝鮮とは、朝鮮半島出身者をいいます。中国には、台湾出身者を含みます。

\* 三重県外国人登録者数調査結果より。（三重県生活部国際室調べ、平成17年12月31日現在）

(財)三重県国際交流財団（MIEF）では、平成3年の設立当初よりポルトガル語や英語による相談事業を行ってきました。現在、対応言語は4言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語）、電話相談事業（タガログ語、インドネシア語、タイ語）を加えると7言語になります。平成13年度、これらの相談内容を分類・分析し「原因がどこにあるのか」「何を改善すると日本人も外国人も安心した生活を送ることができるのか」、また「MIEFが取り組むべきことは何か」を検討し、事業を企画、県へ提案してきました。そして始まった事業が「外国人医療サポートプログラム」「外国人相談プログラム」という“多文化共生社会づくりを目指した事業”です。その後、「外国人就学支援プログラム」「生活オリエンテーション推進プログラム」も実施することとなり現在に至っています。（資料2（P24）参照）

これらの事業の多くは、地域に根ざしたものとなり、地域に残っていくことが望ましい、という考え方

から、MIEFでは「市町」「市町国際交流協会」「市民団体」「外国人住民」を協働のパートナーと考え積極的に働きかけを行ってきました。今現在起きていることが、10年後、20年後、社会にどのような影響を及ぼすか、外国人は私たちの社会を担う一員である、外国人は住民である、行政サービスは日本人のためだけにあるのか、などさまざまな問い合わせを行ったことで、外国人住民について考える機会としていただけたのではないですか。

しかし、外国人住民を取り巻く課題は相談内容からもわかるとおり多岐にわたっています。(表1.2参照)全てのことを市町の国際化推進担当課でできるものではありません。そこで担当者の方にお願いしたいのは「課題の整理と役割分担」です。それらを導く過程で今回実践するワークショップという手法が有効になると思い、参加者のみなさんに実際に体験していただきました。ワークショップは、いろいろな意見を引き出し、それらを整理するためのひとつの手法だと考えていただければ良いのではないですか。

表1 内容別相談件数

内 容	件数(件)	構成比(%)
就労	99	14
医療・福祉	97	14
住まい	96	14
出入国・在留関係	86	12
教育・文化	59	8
税金	43	6
警察	36	5
財団・団体・ボランティア	36	5
自動車	31	4
結婚・国籍	28	4
領事館	25	4
その他	69	10
計	705	

表2 国籍別相談件数

国名(言語)	件数(件)	構成比(%)
ブラジル(ポルトガル語)	436	62
ペルー(スペイン語)	142	20
ボリビア(スペイン語)	64	9
中国(中国語)	8	1
その他	55	8
計	705	

\* 平成16年度MIEFへの相談件数『MIEF NEWS 2005 秋 vol52』より

課題の整理ができたなら、次はみなさんがコーディネーターとなって各セクションに課題や対応策の提案を行い、事業実施に向けた働きかけが必要です。これまでの経験上、提案しただけで事業が実施されることはないと言えます。このコーディネート役が非常に重要なと非常に大変であることは言うまでもありませんが、根気強く働きかけることで動き始めるものもあります。ある市では、市役所内で外国人住民に対する行政サービスを考えるためにセクションを越えた意見交換の場を持ち、そのコーディネートを国際化推進担当課の方が行ってみえます。

また、時々「市民団体でやってくれるところがあったらしいのに…」という声を聞きますが、多くの市民はまだまだ外国人住民の置かれている現状を知らないのではないでしょうか。これらの問題は単に外国人住民の問題でなく、日本社会全体に関係する大きな社会的問題であることをより多くの市民に気

付いてもらえるよう、また行動を起こしてもらえるようメディアも巻き込んだ世論喚起につなげていく必要がある、ということが外国人集住都市会議でも発表されました。市民活動を期待する前に、市民にサポートの必要性を呼びかける必要があります。このように考えてみると、担当者に期待される役割は非常に大きく、かつ重大であると思います。ただ、行政職員には異動があります。3～4年で職場を変わらなければいけないシステムの中で、これらの役割を担っていくには限界があるのでないでしょうか。そこで必要となるのが「協働できるパートナー」です。自分たちが培ったノウハウを共有し次につなげていくために、このパートナー探しが重要なポイントになると考えます。

現在、ボランティア活動に関心のある人は増えてきているといわれています。しかし、私たちの回りはそう賑わっているわけではありません。また、既に外国人住民支援活動を行っているグループもありますが、たくさんあるわけではありません。ある（外国）人は「何かあるとすぐに呼ばれる。ボランティアしたいけど疲れた。」と話してみました。特定の人たちに集中しているんですね。これは多文化共生事業に限らず、他の分野でも言えることだと思いますが、少し視点を変えてみたらどうでしょう。医療・教育（子育て）・防災など、既に活動しているグループはたくさんあります。そことの接点が持てれば、地域全体で支えあう環境づくりにもつながっていくのではないか。新しいパートナーを育てるのももちろん大切ですが、視点を変えることで新しく、かつ強いつながりが持てるようになるかもしれません。そのためにも、もっと地域の情報を集めましょう。現在、県内各地域に市民活動をサポートする「中間支援センター」があります。そこには、さまざまな分野の市民活動グループの情報が集まっているので、自分の地域にどんなグループがあるのか情報収集もしやすくなっていると思います。

このように考えてみると、多文化共生社会づくりを目指した事業は、地域のさまざまな人たちとつながり新しい絆を作り上げる地域活性化事業だとも思います。新しい地域づくりですから時間をかけて取り組んでいきたいところですが、毎年3,500～4,000人外国人登録者数が増えてきている状況や、集合住宅の多い地域では居住者の半数近くが外国人住民であるという現実を考えると、そうのんびりしているわけにはいきません。私たちの豊かな、そして便利な生活は今でさえ外国人労働者（住民）に支えられながら成り立っています。少子高齢化が進んでいる日本で、これから日本と共に担うパートナーとして外国人住民を位置づけ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを実践することが今求められていることだと思います。

外国人登録者数推移  
三重県外国人登録者数調査結果より  
(三重県生活部国際室調べ 平成17年12月31日現在)

## (2) 県内市町村別内訳

順位	市町村名	登録者数	構成比	増減数	増減率
1	鈴鹿市	9,094人	19.1%	748人	9.0%
2	四日市市	9,028人	19.0%	521人	6.1%
3	津市	5,622人	11.8%	479人	9.3%
4	伊賀市	4,706人	9.9%	499人	11.9%
5	松阪市	3,546人	7.5%	417人	13.3%
6	桑名市	3,373人	7.1%	372人	12.4%
7	亀山市	2,194人	4.6%	129人	6.2%
8	伊勢市	1,379人	2.9%	41人	3.1%
9	久居市	1,124人	2.4%	124人	12.4%
10	いなべ市	1,098人	2.3%	70人	6.8%

\* 四日市市・松阪市・亀山市・伊勢市は平成17年12月31日現在では合併後であるため、増減数・増減率は合併前の旧町村分も含めてあります。

## (3) 県内外外国人登録者数上位5市町村

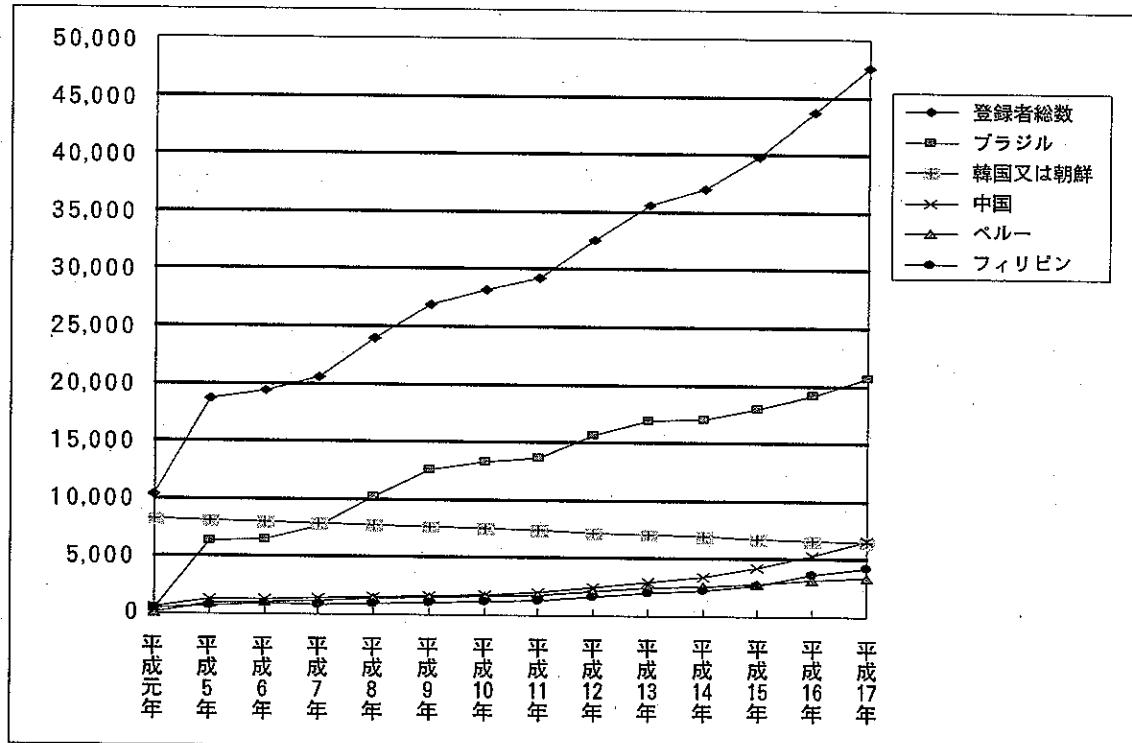
市町村名	第1位	第2位	第3位
鈴鹿市 9,091人	ブラジル 4,667人 (51.3%)	ペルー 1,500人 (16.5%)	韓国又は朝鮮 694人 (7.6%)
四日市市 9,028人	ブラジル 3,749人 (41.5%)	韓国又は朝鮮 2,190人 (24.3%)	中国 991人 (11.0%)
津市 5,622人	ブラジル 2,717人 (48.3%)	中国 755人 (13.4%)	フィリピン 609人 (10.8%)
伊賀市 4,706人	ブラジル 2,691人 (57.2%)	中国 765人 (16.3%)	韓国又は朝鮮 412人 (8.8%)
松阪市 3,546人	ブラジル 1,347人 (38.0%)	フィリピン 1,094人 (30.9%)	中国 452人 (12.7%)

\* ( ) 内の数値は、同市町村内登録者数全体に占める割合です。

(4) 県内外国人登録者数の推移

年	指数	登録者総数	ブラジル	中国	韓国 又は朝鮮	ペルー	フィリピン
平成元年	100	10,441人	521人	581人	8,256人	83人	459人
平成5年	179	18,688人	6,320人	1,257人	8,151人	888人	748人
平成6年	185	19,313人	6,504人	1,293人	8,025人	1,025人	918人
平成7年	197	20,566人	7,616人	1,357人	7,899人	1,171人	839人
平成8年	229	23,926人	10,259人	1,476人	7,702人	1,430人	966人
平成9年	257	26,856人	12,516人	1,641人	7,625人	1,565人	1,059人
平成10年	270	28,203人	13,248人	1,748人	7,492人	1,671人	1,157人
平成11年	280	29,199人	13,611人	2,042人	7,352人	1,788人	1,322人
平成12年	311	32,457人	15,574人	2,425人	7,182人	2,057人	1,635人
平成13年	340	35,524人	16,882人	2,884人	7,086人	2,440人	1,967人
平成14年	354	36,988人	17,064人	3,413人	6,933人	2,630人	2,202人
平成15年	382	39,838人	17,984人	4,167人	6,681人	2,855人	2,726人
平成16年	418	43,621人	19,095人	5,270人	6,602人	3,112人	3,645人
平成17年	455	47,551人	20,659人	6,562人	6,411人	3,432人	4,249人

(5) 県内外国人登録者数の推移



財三重県国際交流財団が実施する“多文化共生社会づくりを目指した事業”

平成17年度事業計画より

**共生社会推進事業**

1 共生社会実現支援

- 外国人医療サポートプログラム（県受託事業）
- 外国人就学支援プログラム（県受託事業）
- 日本語ボランティア支援事業
- 国際交流団体セミナー
- MIEF NEWS（機関誌）発行

2 相互理解促進

- 国際理解セミナー（CIR）
- 留学生地域派遣事業

3 在住外国人生活支援

- 外国人相談プログラム（ポルトガル語）（県受託事業）
- 生活オリエンテーション推進事業（県受託事業）
- 多言語情報提供
- 外国人のための専門相談会
- ポルトガル語情報誌の発行

**国際交流促進事業**

- MIEF国際化推進事業（助成金）
- 国際交流団体調査
- 市町村協会組織化支援（今年度終了）

**国際協力事業**

- 青年海外協力隊等広報事業（県受託事業）
- 開発教育指導者研修（JICA国際協力推進員）

**学校教育支援**

- 日本語教材研究（「みえこさんのにほんご」シリーズ発行）
- 教育相談
- 実践研究会
- 高校進学ガイダンス支援

## 4 講師レポート (3)

### 「パートナーシップの構築を目指して －共生社会の創造に向けた市民団体の役割－」

NGOセンターみえ事務局長 肥田幹子

#### 1 はじめに

1990年以降、日本ではボランティアや市民活動への関心が高まり、最近ではNGOやNPOといった市民団体の活躍もメディアで取り上げられることが多くなりました。1998年には「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定され、社会的に認められるようになりました。物質的に豊かになった今、心の豊かさや自己実現に対する意欲の高まりなどから、ボランティアや市民活動を行う人々も増えてくるでしょう。また、地域の市民活動への期待も大きくなっています。このような流れの中で、市民活動も行政、企業や市民などを巻き込みながら、共に地域の発展のために協働して活動を進めていく必要が出てきています。

NGOセンターみえは、ネットワーク型NGOとして、県内NGOの支援・サポート及びNGOや他の団体／機関等との連携を促進することによって、地域の活性化を目指していくと活動しています。多文化共生と言うと「国際」的な視点のみ強調されがちですが、多文化共生社会を進めるためには、人権、教育、産業等、さまざまな分野との関わりが必要です。私は市民活動というものは、「人との関わり」だと考えています。「人との関わり」ということは、私たちが生きていく中で必要な全てのものと関わりがあることであり、いかに多くの人や機関などと関わることができるのか、そしてそのつながりをどのように広げていけるかということだと考えています。

NGOとして、どのような方々と関わりを持ち、その関わりを多文化共生社会へどのようにつなげていけるのか、市民活動を通じた共生社会への一歩を考えてみたいと思います。

#### 2 NGOの概要と可能性

NGOやNPOという単語が一般的に広まっていますが、その内容や活動事業を把握している人は少ないでしょう。ここでは、特にNGOについて述べます。

##### (1) NGOとは

NGOとは、英語のNon-Governmental Organizationの頭文字をとった略語であり、日本では「非政府組織」と呼ばれています。もともと国連と協力関係を持つ政府以外の団体という用語として国連から生まれたものであり、そのため国連とのつながりも深く、国連の政策実施において、NGOとの協働が不可欠であるというほど、NGOへのニーズは増しています。

日本において、NPOという言葉の方が聴きなれています。NPOとは、英語のNon-Profit Organizationの頭文字をとった略語であり、直訳すれば「民間非営利組織」となります。もともとはアメリカの文化と法人制度・税制を背景としたアメリカ独自の概念でしたが、現在では、ほぼそれに相当するものは世界

中にあり、広く一般的に用いられています。日本では、NPOは主に地域や国内の諸問題の解決に取り組む組織、NGOは国際的・地球的規模の諸問題の解決に取り組む組織とされることがありますが、「非政府」「非営利」「市民の自発的な参加と支援によって運営」という根本的な部分に違いはありません。

日本においてNPO／NGOが注目を浴びるようになった引き金は、1995年の阪神淡路大震災でのボランティア、市民団体の目覚しい活動でしょう。その後、1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、市民団体が法人格を取得しやすくなりました。そしてNPO／NGOへの関心をさらに助長したのが、日本の高齢化社会対策として2000年に導入された公的介護保険制度です。高齢者の多様な介護ニーズに応えるべく、NPO／NGOが新たなサービス供給者としてにわかに浮上し、大いに期待されました。

## (2) NGOの活動タイプ

NGOの多くは、以下の4つの活動タイプのいずれかに当てはまると考えられます（デビッド・コーン（1995）より）。

### ① 現場型NGO

貧困その他の理由で援助の手を必要とする人たちへの直接的支援をするNGOです。教育と保健・医療に関するものがもっとも多く、半数近くの団体が関わっています。例えば、里親制度をとおした子どもの教育援助、図書、教材の寄贈、青少年の職業訓練、医師の海外派遣、子どもの栄養改善、緊急救援、植林活動を行っている団体も多いでしょう。さらに、女性や人権の問題に取り組む団体、外国人労働者への支援活動も増えています。

### ② 開発教育NGO

開発途上国の人々の生活や貧困問題、環境問題などについての報告会やセミナー、出版活動をとおして、先進国側の人々を啓発し、意識改革をしようとする市民活動です。特に日本においては、1990年代に入って地球環境問題がクローズアップされてから、日本人の資源多消費的な生活スタイルを改めようという運動が展開されるようになっています。

### ③ 草の根貿易・フェアトレード型NGO

途上国の人々が生産する民芸品や農産物を輸入し、販売活動を促進することによって、自立を助けようとする活動です。

### ④ アドボカシー（政策提言）NGO

政府の途上国援助（ODA）のあり方や、世界銀行など多国間金融機関の改革、虐げられた民衆や少数民族の権利を守り、貧困や環境破壊を生み出す政治・経済構造などに意見を表明し運動する活動です。

これまでの日本のNGO、特に現場型NGOの多くは、海外の活動現場に向けて資金や人材、物資を提供していくという、海外でのプロジェクト運営を優先してきました。しかし最近では、こうしたNGOが、日本国内での広報活動や情報提供活動をはじめ、政府や企業などに対する政策提言（アドボカシー）活動などの国内活動の比重を徐々に高くしつつあります。また、開発教育、環境教育、人権教育などと呼ばれてきた教育学習活動も相互に重なり合い、地球市民学習やワールド・スタディーズといった包括

的な概念や学習領域を形づくりながら、新たなあり方や方法論を提示し始めています。

### (3) 多文化共生におけるNGOの役割と可能性

現在NPO法人を取得している団体数は全国で25,000を超え、NPO法人と任意団体の市民活動団体数では約88,000（2000年）にまで上っています（内閣府より）。この中で、国際協力活動を主な事業内容としているNGOは約400であり、全体の約0.5%にすぎません（「国際協力NGOダイレクトリー」より）。

日本において、国際協力を主な活動としている市民団体はわずかですが、グローバル化が進み、国際化時代と言われる今日、世界に目を向かないわけにはいきません。そして、世界に目を向けた時、私たちの住む地域が、どれほど世界と密接な関わりを持っているかを知ることになります。

三重県の外国人登録者数（平成17年末）は47,000人を超えており、その割合は2.49%と増加の一途をたどっています。外国人と日本人住民との日常生活における摩擦やコミュニケーションの問題、労働や子どもの教育問題など、課題も顕在化し、外国人との共生社会に向けた取り組みが早急に必要となっています。このような中で、地域に即した活動を行い、ミッションに向かって柔軟かつパワフルに動くことができる市民活動団体こそが、多文化共生社会に向けた取り組みを先導していくことができるのではないかでしょうか。また、市民活動団体の中でも、世界に目を向いているNGOだからこそ、既に起こっている地域の国際化に対する課題にも敏感に反応することができ、県内で活動しているNPO、行政、企業をも巻き込んで、共に多文化共生社会を創り上げていくことが可能だと考えられます。

## 3 NGOセンターみえの役割

### (1) 活動概要

この地球上には、貧困や紛争、差別等の問題に直面している人々がたくさんいます。例えば、世界の中の12億人が1日1ドル未満の生活を余儀なくされています。8億2400万人が飢餓状態、もしくは不安定な食料供給に依存しています。2億5000万の子どもが、生きていくために働いています（国連開発計画より）。日本に住んでいては想像できないようなことが、世界では現実に起こっています。このような世界に目を向け、共に解決へと活動しているNGOが、三重県にも数多くあります。

県内NGOの大部分は小規模団体です。しかし、それぞれの団体は小さくとも、有効なネットワークを構築することで、とても大きな力を発揮することができるでしょう。

そこでNGOセンターみえは、県内で国際協力や国際交流活動を行っている市民団体、行政や企業等とのネットワークを構築し、情報交換や意見交換、共同事業の開催を通じて、団体間の協力関係を強め、活動の活性化、スキルアップにつながるようなサポートを目指して設立しました。また、市民に対して、国際協力・交流活動の重要性や意義についての積極的な情報発信を行い、支援者や活動者へと巻き込んでいけるシステムを創りたいと考えています。また、世界と地域はつながっているという観点から、国際協力のみにとらわれず、様々な分野の市民団体と連携し、共に地球規模問題の解決、地域社会全体の発展に寄与したいと考えています。



県内NGOによる農業技術支援

## (2) NGOセンターみえと多文化共生

定住を目的とする在住外国人が増え、外国人も地域の一市民となっています。しかし、地域に住む外国人からは、日常生活に関する情報の提供や相談支援などが求められ、日本人住民からは外国人住民に対して、地域のルールの遵守や日本の生活習慣の理解を求める声も出ています。このように、生活習慣の相違や相互の理解不足から発生するトラブルを未然に防ぎ、互いに壁を作ってしまわないためにも、外国人と日本人との交流を深め、互いを理解するという国際理解教育が重要となってきています。

当センターでは、世界の現状を知り、自分と世界との関わりや地球規模問題との関わりを理解し、自分が体験したことから公正な社会を共に築いていくために何ができるかを共同で考える国際理解教育を推進しています。日本の食料自給率が40%にまで低下していることからも、食料という生きていく上で重要なものでさえ世界との関わりなくしてはありえないという状況が分かるでしょう。そして一方で、日本や他の先進国の食料を貢献するために、途上国の環境は破壊され、住民は貧困へと追いやられている状況もあります。当センターは、国際理解教育を通じて、地球の問題から地域の問題、自分の問題を見つめ直してもらおうと考えています。

多文化共生への取り組みは、ここ数年一般的に広く言われてきたことですが、日常生活の中で外国人との交流や相互理解を積極的に進めている人はまだ少ないでしょう。だからこそ、食べ物や環境といった分かりやすい地球規模問題という視点から、地域や自分との関わりを理解し、地域で解決すべき課題としての多文化共生という課題へも目を向けてもらえるのではないかと考えています。

## 4 パートナーシップの構築

外国人との共生社会の創造を実現するためには、雇用、保険、教育、言葉など、さまざまな問題があります。これらの課題は、行政だけでもNPOだけでも市民だけでも解決できる問題ではありません。

最近、「協働」という言葉を良く耳にします。多文化共生社会の実現においても、行政、市民、NPO、企業、教育機関など、地域のさまざまな主体との「協働」という視点は欠かせないでしょう。しかし、協働と一口に言っても、確立された定義があるわけではありません。協働は、事業の形態や関わる人、

きっかけやタイミングなど、その時々で変化するものです。しかし、大切なことは、様々な主体が、共通の目的に向かって自発的に行動し、互いの立場や意見を認識・尊重し合いながら協力し、より良い地域社会を創りあげていくことだと言えます。

バブル崩壊後、経済の低迷化、国家財政の悪化、少子高齢化や過疎の進行など、地域社会におけるさまざまな課題が顕在化してきました。その中で、地域の人々が地域の資源や特徴を生かしながら、自ら考え、責任をもって決めていく地域主権と住民自治の社会が必要になってきています。より良い地域社会の創造は、行政の力だけでも企業や団体、NPOの力だけでも成し遂げることはできません。市民一人ひとりが、地域社会の課題に目を向け、解決に向けて主体的に関わる必要性が出てきたのです。

また、「協働」するために必要なことは、「互いに認め合う」ことではないでしょうか。意見交換し、互いを理解・認め合い、その上で協力する。決して一方の意見を押しつけるのではなく、互いの言い分を認め合い納得した上で、協力関係を築くことが、継続した関係を築く一歩になると思います。「協働」を進めることは簡単なことではありませんが、より良い地域社会を私たちの次の世代につなげるためにも、まずは地域の課題に目を向け、行動し、協力し合うという姿勢が大切ではないでしょうか。なかでも地域に根ざし、住民の多様なニーズに対してきめ細かい対応ができる市民団体は、地域活動を支える主体の一つとして幅広い役割を担っているでしょう。

外国人との共生社会に向けても、地域のさまざまな主体が、互いを理解し、認め合い、それぞれの持つノウハウを十分に生かすことができるような「協働」が期待されています。その架け橋として、市民団体、特にネットワーク型NGOである当センターなどが、各主体にパートナーシップの呼びかけを行い、市民一人ひとりが問題を認識し、行動に移していくけるような、触発者としての役割を一層担っていく必要があるでしょう。



「世界を直接見る！聞く！触れる！」第2回「ブラジルを体験しよう」  
(NGOセンターみえ主催)

## 5 おわりに

政府や自治体の支援が届かない人々と直接関わることができ、柔軟で機動性に富む活動ができる市民活動団体だからこそ、地域、そして地球規模の問題をも解決していくのだと思います。国益、企業益を超え、行政や市民団体、企業や教育機関の間にたって、つながりをつくり、共に生き、共に助け合い分かち合えるパートナーシップを構築するためにも、市民活動団体は地域に働きかけを行う必要があるでしょう。

同じ地球に住む人間、同じ地域に住む市民としての連帯意識を持ち、多文化共生社会という社会的公正の実現に向けた市民活動団体の一層の取り組みが期待されています。

### <参考文献>

- ・ 馬橋憲男（1999）『国連とNGO』
- ・ デビッド・コーテン（1995）『NGOとボランティアの21世紀』
- ・ NGO活動推進センター（1997）『NGOって何だ!?』
- ・ 財団法人名古屋国際センター（2005）『国際交流・国際協力・多文化共生活動の現状と課題』
- ・ パートナーシップ・プロジェクト（2005）『2005みえパートナーシップ宣言STEP！2』

## 7 自治講演会（1）基調講演

### 「国際化する地域社会の課題と展望」

龍谷大学法学部教授 富野暉一郎

#### はじめに

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました富野でございます。今日はこのような機会をいただい  
て大変光栄に思っております。私は三重県には何回かおじゃましていますけれども、国際化あるいは地  
域の国際対応、こういうお話しについて機会をいただいたのは初めてでございますので、みなさんとと  
もに短い時間ではありますけれどもこの課題について考えていきたいと思っております。

先ほども少し話がありましたけれども、地方分権時代への転換が急速に進んでいます。

「市町村合併」から「三位一体の改革」、その次には「道州制」そして「職員数の削減」といろいろ  
なことが次々に同時に進行しようとしています。

もともと市町村というものは、活力のある地域社会、住民の福祉を最大限に發揮されるような地域社会、こういうものをを目指しているはずですけれども、現実に起きているのは、むしろ国・地方の財政状  
態が厳しい中で、上からの改革をどう受け止めるかということにかなり集中している面がありまして、  
本当の意味で地方分権である地域の住民の福祉の実現に全力を集中させることは比較的まだ弱い段階に  
あるということを私は大変憂慮しています。

自治体国際化の問題も、言ってみれば自治体行政の隅の方に追いやられた問題になりつつあると認識  
しておりますが、地域独自の政策を考えることを通して、本来あるべき自治の姿に目を向けて考え方  
していくことができればいいと思っています。



講演する富野氏

## 1 地域の国際化を考える

### (1) 自治体の国際活動をめぐる国際環境の変化

さて、「国際化」というテーマでありますけれども、実は私、ここにいらっしゃる児玉先生と「自治体外交」とか、「自治体国際協力」についての共同研究を随分長いことやってまいりました。「自治体の国際化」ということは、「地域における国際化」、「地域社会の国際化」でありますけれども、「地域社会が国際化する」という意味と、「地域社会が国際社会に対してあるステータスを作っていく」という2面があります。ともすると「国際化」と言いますと「内なる国際化」、あるいは「多文化共生」ということで、そのあたりに注目が集まり過ぎてしまうわけですけれど、私はそろそろそういうものではなくて、「自治体というものは国際社会においてどのような位置付けになるのか」、また「地域が国際社会に対して何ができるのか」、あるいは逆に「国際社会は地域に対してどのような影響を与えるのか」という問題設定をする必要があると考えています。そうすると「地域は、どのように国際対応をしていくべきなのか」を具体的に考えることになりますが、「地域の国際化」や「内なる国際化」は、この大きな意味での地域の国際化のひとつの分野であることになります。

そういうわけで、「国際社会における自治体の位置付け」、そのあたりを中心に今日は問題提起をしてみたいと思っています。

私は経歴書に書いてありますけれども、元々専攻が天文学でありますと、大学院までは全く人間の社会には関心がありませんでした。たまたま父親が亡くなって、会社の経営を、今で言うベンチャーですが、それをいきなりやることになりました。12年間社長をやりまして、それで企業マネジメントを学ばせていただいたわけです。その次に「米軍住宅問題」という沖縄問題に近い安保の問題で市民運動に参加したことから社長から市長にいきなりなってしまいました。行政のことを全く知らずに市長になったわけでありますけれども、その時に自治体の経営、いわゆる公共経営に関ったのです。その当時都市経営と言いますと、実は議員さんだけではなく、組合からも批判されました。そのような中で、いろんなことを考えさせられました。というのは「行政の世界ってものすごく閉じられた世界だな」って思いがあったわけです。

例えば国際化の問題で言いますと、私は11月に就任しましたが、12月に教育委員会からある名簿を渡されました。それは成人式の招待者リストです。その当時成人式は1月15日でした。「市長、こういう若い人たちを招待します」ということでリストが出てくるわけなのです。私は別に許可する立場ではありませんので「ああ、そういうことですか」とということで、ちょっと見ただけなのですが、びっくりしました。外国人の名前がないのです。それで「えっ?」と言ったのです。「なぜ外国人の名前が載っていないの?」と聞いたのです。それ住民的感覚から言ったら当然ですよね。同じ自治体に住んでいるわけですから、「一緒に祝ってあげたい」と思いますよね。ところが私がそれを言ったら、教育委員会の担当者が「えっ?」って言うのです。「何で外国人なのに呼ばなければならぬのですか?」と聞くわけなのです。こちらは「何で外国人だから呼んではいけないのか?」って聞くわけなので、全然

意識がズレているわけなのです。つまり社会全体を見る前に「国民であるか」という国という視点で市民を捉えてしまうのです。これには非常にびっくりしました。「あっ、この人たちってこういう考え方するのだ」って思ったのです。つまり私たち市民にとっては日常的に外国人が隣に住んでますから、「20歳になったらお祝いしてあげたい」と当然に思うわけなのです。まさか今はそういう自治体ないですよね。今だったら「外国人は市民」ですよね。どこの教育委員会もどこの行政も本来外国人の方々も一緒にリストに入ってやっていると思いますけれども、その当時は全くそうではなかったのです。そこからこれは「市民の意識と行政の意識と相当違う」ということが解りました。

その後、私は「米軍住宅問題」でアメリカに陳情に行ったり、議会や政府に陳情に行ったり、あるいは「国際社会において市民が核の問題に関して国際的な協力をする」という非核自治体運動に関ったりしました。その当時は、アジアの非核自治体ネットワークをつくるということでもその工作と言いますが、その準備のために各国の自治体を訪ねて、勧誘をして結成に協力したのですが、そういうことをやっていく中で、「自治体が国際社会において、何ができるか」ということを非常に考えるようになったのです。

自治体は今まで「国の中にあって、国の中である地域の限定された人々を対象として、その人々の福祉を最大化する、これが自治体の役割だ」とこう思っていたわけです。しかし国際社会の中でいろいろ動いていく中で、自治体というものは実は物凄い大きな力があると理解するようになったのです。

「国際社会とは国レベルの話だ」と思われるのですが、しかし、実際はそんなに単純ではありません。例えば、水がきちんと供給できない国、地域がある。そのために子どもたちあるいは女性たちが、2時間も3時間も、ある場合は5~6時間もかけて水のある所へ行って、泥水を汲んてきて、それで顔を洗い、手を洗い、炊事をして、洗濯をするところがあります。つまり、「水を汲んでくるだけで一日が終わってしまう」という、そのような地域が、凄くたくさんあるということです。日本だと蛇口を捻れば済むのにです。そのような所を見ていると、「水道を供給するという仕事を誰が責任を持つべきなのか」と考えざるを得ません。国は、「ダムを造る」、「計画を作る」といっても大きな枠組みを作り、補助金を出します。しかし現実にダムを造り、それを浄水し、配管して家庭まで持ってきて、料金を徴収して、それを運営する、こういうことは自治体がやるわけです。そう考えてみると「自治体がある地域できちんと公共的な仕事をする」ということは、例えば「水道栓一つ捻れば水が出てくる状態にいる女性たち」と、「半日かけて水を汲んで生活している女性たち」の社会的な差となって表れるのです。両者では明らかに女性の社会的な参加や自分の能力を伸ばす機会が違うわけです。そう考えてみると、「人々が幸せになる」ということに自治体が果たす役割というのが実は国の果たしている役割よりも確かに人々の生活の上で直接的なものになるのです。

別の例として「税金」を考えてみましょう。私は世界中いろんな国を回りましたけれども、日本ほど税金をきちんと取っている国は少ないです。今税金の徴収率が90%を切ったら物凄く市民からも非難されます。しかし、私が当時フィリピンのあるかなり大きな市を訪問した時に、その市長が「固定資産

税の30%しか集められない」と言っていました。しかも、「軍人であるとか有力者であるとかそういうところから集められない」と言うのです。つまりいろんな力関係で「力がある者ほど誤魔化す。払わなくていいようなことにしてしまう。行政もそれを追求できない。どうしたらいいものか?」こういう相談を受けました。これは民主主義の基本を損ねる大変な不公平なのですね。行政とは本来公平に全てのシステムを運営しなくてはならないのに、それが現実できないのです。それは何故かと言うと立ち入り調査ができないからです。「日本では航空写真を撮ってそれで資産を追求することをやっています。もちろん正確にはできませんけど、大まかにはできます」という話をしたら、早速次の年から航空写真を撮って「徴収率が倍以上になった」と言っていました。

つまり、我々が当然、当たり前だと思っている技術やノウハウ、あるいはサービスの供給の仕方というのがおそらく世界的に見ると、「日本というのは、とてもなくまとまことにきちんとやっている国」だということが見えてくるのですね。そうすると例えば国はODA（政府開発援助：official development assistance）で、「ダムを建設してあげる」、あるいは「高速道路を造ってあげる」とか、そういうものでマクロな経済指標、つまりGDP（国内総生産：gross domestic product）を上げる協力をしています。しかし、人々の生活に直結した部分では実はそんな大きなプロジェクトはないのです。そういうことを考えると、日本の自治体は、技術的な面とか管理的な面で非常にレベルが高いものがあります。その意味で日本の自治体は、世界で冠たる力を持っているのです。

もちろん環境政策や福祉施策など個々の政策においては、世界的に見て日本より優れているところは多くありますけれども、「行政のトータルな管理、運営、それから政策決定をきちんとやって住民一人ひとりにきちんと対応できる」、こういう能力については、「住民参加」、つまり「住民と一緒に何かをやる」という面を除けば日本の自治体は世界的にはピカイチであります。

よく「ODAとしてはできるが、自治体にはそういう国際協力のテーマがない」と言いますが、実は日本の地方行政システムの良さが世界中で共有されることによって、実は国際紛争の根っこにある「貧困」とかあるいは「差別」とかあるいは「生活上の困難」を取り除いて、「より生活しやすい」世界を現実化していくというのに実は日本の自治体というのは非常に大きな力を持っているのです。

私たちは「軍隊を持たない」という憲法を持っているわけです。「戦争をしない」、「軍事力による侵略をしない」、そういう国として、「平和的な外交」、「平和的な国際貢献」によって、本当に世界を安定化させ、その結果として私たちが世界から必要な国民、世界が必要な国家として、国際社会の中における存在感を深めていくことができれば、それは国際社会にとっても日本社会にとってもあるいは、地域に対しても大きな意味があるということになります。

日本の自治体の持っている非常に高いレベルの能力を国際社会に、正に日本の国際貢献として展開していくことは非常に意味があるわけですから、私は「日本の自治体というものは、実は地域の中に留まっていてはいけない」と言いたいのです。

政府のODAは、規模は大きいのですけれど数は少ないです。しかし自治体の職員は約300万人です。

これから削減はされていますのでどれくらいになりかは解りませんが、何百万という単位がいるわけです。その一人ひとりがそういう能力を持っているわけですから、それを国際社会にシェアしていけば非常に大きな役割を果たすことができます。「日本を平和で豊かな国家にしていくため」ということが自治体の可能性としてあることです。

ところで、日本の自治体の国際化に関する予算を見てみると、少しデータは古いのですが、1997年頃に私たちが児玉先生と一緒に調べた頃は、全国で大体1,000億円を超えていました。当時日本のODAが1兆円ぐらいでしたから、その10分の1ぐらいです。とてもなく大きな額ですね。ヨーロッパでは各自治体で「コーヒー1杯分の国際協力を！」というのがこの当時合言葉になっていたのですが、日本の場合は、1億（人）の住民に対して1,000億（円）のお金を使っているということでコーヒー1杯分をはるかに越えていました。日本の自治体は、国際活動に関するお金をジャブジャブ遣っていたのです。けれども自治体の中では「国際活動」と言うと、そんなにきちんとやっているという意識はないのです。私たち住民もそうでありますし、自治体の首長さんなんかもそうだと思います。それはなぜか。それが今、正に予算が削減されている理由になっているのです。要するに「建物を造る」、それから「パーティーをやる」、「イベントをやる」、この3つでほとんど予算が使われていました。「交流パーティをする」、それから「拠点としての建物を造る」、そうすると何かやったような気になるわけです。そうしておいて、イベントでパーッと花火を打ち上げて、「こんなに立派なことをやって、人がたくさん集まり、仲良く握手しました」ということになってしまふわけです。実質的に自分たちの地域に何も影響を与えないし、相手の社会にも何も貢献していないようなそれが国際化とか国際貢献だとかして展開されることによって、「実は無駄なお金が国際交流の名の下で使われている」、こういう現実がその当時からありました。

今でもまだ国際交流協会などがやっていることを見ますと、「国際交流」と言いながら、実は相手側の地域や、私たち自身の地域社会に「何が結果として残るのか」、「何が改善されたのか」という説明責任を果たせないことがたくさんあるわけです。ですから今のように財政が厳しい時にこの予算が切られていくのは、ある意味当然であります。本当に必要な国際協力や、本当に必要な地域の自分自身の社会の変化、あるいはそれによって人々が豊かになったり、元気になったり、本当に自分たちの社会が、産業が、豊かになるとかそういう現実がなければ国際化は財政当局から見れば「とにかく説明ができない物は切っていく」という削減の対象にならざるを得ないわけです。

これは「内なる国際化」についてもやはりそうなのです。「内なる国際化」というのは我々地域社会の内部で具体的に目に見える対象、対象と言ってはいけませんね、目に見える受益者、あるいはその対象となる社会的な課題を抱えていらっしゃる方がいるわけです。そういう方々に対して「具体的な政策をうつしていく」、そういう方々の「生活のハンデを克服していく」というような政策になります。しかし、実は多くの自治体がそういう方々に対してボランティアあるいはNPO（非営利組織：nonprofit organization）の人たちに任せきりになっているわけです。「自治体の責任はどこにあるのか」、そ

いう議論を全くしないままに、今まで「教育」でボランティアが助けてくれている。「そこで補助金さえ出せばいいではないか」という考え方が出てくるわけであります。要するに政策なしの、「活動があるから助けてあげたい」、あるいは「仕方がないからお金を出しておこう」というところで出してしまって、実際政策となっていないところが結構あります。そういうことで財政事情が悪くなると非常に切られやすいところになっています。ですから私は、やはり「国際社会において自治体はどのような役割を持っていくのか」、またその役割の中で「自治体にはどのような国際活動の分野があるのか」、さらに「それぞれの分野の活動は、地域社会にどのような結果をもたらし、そして国際社会に何をもたらすのか」ということをきちんと説明できるように自治体の国際活動を政策体系化していかなければ、これから自治体の国際活動は「内なる国際化」あるいは「多文化共生」も含めて、予算が厳しくならざるを得ないのではないかと思っています。その一方で社会的な合意形成が得られないままに予算が削られたりすれば、結局のところ、「なんとか課題を解決しようとしているのにそのサービスが進まない」、という現実になって返ってくるわけです。その結果、日本の地域社会が非常に「外国人にとって住みにくい」、「働きにくい」、それから「子どもを育てにくい」社会になっていかざるを得ない状況を生み出して、それは結局、日本全体の地域の安全性や豊かさを失っていく結果になるということなのです。

## (2) グローバリズムからグローカリズムへ

そのような事情がありますので、次に「自治体は国際社会においてどのような位置付けがあり、またどのような活動をすべきか」を明らかにしていきたいと思います。

まず自治体というものは、人々に最も近い政府です。だから先ほど申し上げたように水道や福祉であるとか環境であるとか生活のあらゆる面で自治体こそが現場に即したノウハウやテクニック、それからマネージメント力、こういうものを持っているわけです。多くの場合それは行政単独で行なわれるのではなくて企業との協力であったりNPOとの協力、つまり市民との協力であったり、自治会長との協力であったりしています。地域の組織との関係においてその役割が現実化しているわけです。

そうであれば、私たちが「国際社会の中で自治体が何ができるか」と考える場合、ガバメントという政府の機能と同時に「みんなでいろんなことをまとめて解決していこう」というそういうガバナンスの問題として自治体は力を持っているだろうということが予測できるわけです。こういうような機能は、国家という大きな単位では、実は痒い所に手が届くようなことはできないわけなのです。ではNPOはどうか、NGO（非政府組織：nongovernmental organization）はどうか、ということですが、NGOやNPOは今国家の予算を相当使ってやるようになりましたから、例えば「避難民への活動」とか「避難民への支援」ということで、緊急活動とかは相当活動がやり易くなったのですが、「日常的な生活におけるトータルな地域社会全体の生活改善、不安要因の除去」ということまでは困難です。そこで、国際社会において自治体が、「補完性の原理」とでも言いましょうか、国家ではできない、NGOでもできないことを補って地域社会のガバナンスを向上させていく役割を担う可能性があります。ガバナンスを向上させるために職員を教育、研修したり、あるいは地域の人々を啓発活動によって意識を高めていったりということもできるわけなのです。

そういう点を考えると「世界は一つになった」と「グローバルになった」と言われていることに別の見方が出てきます。

資金が、国家が、そしてすべてがグローバル化の潮流に流されていくというようなところが言われているわけです。地域社会にその影響がどのように出ているかと言うと、例えば「中心市街地の空洞化問題」、あるいは「農業の輸入自由化問題」です。貿易の自由化と言う中で、安い物がどんどん国の中に入ってきます。消費者が安いというだけで、それを選択していくならば、農業というものは壊滅的な打撃を受けるわけで、現実にそういうふうになってきています。これが「グローバリゼーション」です。「国境」という壁を無くして、モノの流通を自由にして「ヒト・モノ・カネ・情報」の全てが地球単位で動くようにするのです。その原理は資本主義の競争原理です。そこに何らかの規制とか、あるいはコントロールをかけてはいけないというものです。そこで、地域にあった伝統的な物や文化、あるいは地域社会をコントロールしてきた公共性などが、どんどん市場経済のグローバル化によって侵食されていくわけです。それが農業問題とか中心市街地問題とか外食産業の進出とかそういうものに非常に顕著に表れています。それでは「グローバリゼーション」が進行して地域が色々な物を失う危機を迎える中で、我々は自治体としてどういうアンチテーゼを出していけるのでしょうか。どうしたら国際社会の中で地域の公共性をきちんと担保できるような形で残せるかという問題があるわけです。今グローバリゼーションに対しては色々な反省が出ているのです。

例えば、金融の自由化によって「発展途上国の経済が一瞬にして破壊される」、こういう現象が既に起きています。30年、40年かけてきた国民経済を投機のお金で破壊してしまう。今の日本の経済もどうもそういう様相を呈していて非常に危ないと思えます。そのようなものが動いている中で、「地域の生活を守っていく」ためには、グローバリゼーション、つまり「ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて流れる、それはいいことなのだ」ということだけでは決して済まないでしょう。むしろ「世界がグローバルになっていく」ことの弊害を抑えて、人々が本当に豊かさを共有し、人々の中にある安心感、信頼感を育てていくのには、「グローカル」な世界が必要だと思われます。つまり「グローカリゼーション」ですね。一方では「グローバル化」、でも他方では「ローカルな」要素がきちんと生きていくようにグローカルな世界ができないと人々の安定した生活環境が失われる可能性が高いのです。

グローバル化というのは、「みんなのために必要なものをどうやって守っていくか」という公共性の観点が抜けてしまうわけですけれども、「ローカルな地域の人々の文化や生活や歴史、あるいは生き方というものを、きちんと国際社会の中で生き残させていく」、ということが非常に大事な世界になってきています。地域の中で、地域の人々全員に関する公共性というものをグローバルな形の中でいかに守り、残していくことができるのか、それが世界各地のローカルと繋がって、グローバル化の大きな対抗勢力として「公共性」を担保するという問題が実はあるわけです。

グローバルな世界というのは要するに「市場」です。「お金」と「国家」ということです。大きく、人々から非常に遠い権力や資本の力です。こういうものだけが働いている世界はもっと転換する必要が

あります。そのように考えると今でも国家だけが（今）機能しているかというと、WTO（世界貿易機構：world trade organization）という国家の上の国際機関や国連もそうでありますけれども、今はいろいろな国際機関が動いているのです。この国際機関、ちょっと前と大分様子が違うのです。それは「国際機関の決議によって国家を政圧できる」つまり「国家というのは主権国家であって誰からも政圧を受けない」ということだったのに、今や国家さえも国際機関、つまり国家を超える機関に掣肘されています。またEU（欧州連合：european union）などはもっと明確です。例えばEUに加盟する時に『ヨーロッパ地方自治憲章』というものがありまして、これを国家として承認しなければEUに参加できないのです。「補完性の原則」とかいろいろな「地方自治の原則」を東ヨーロッパ諸国は持っていたのですが、東ヨーロッパの国がEUに参加する時は、EUの地方自治憲章を国家として認め、それによって法体系を作り直さなければ、EUに参加できないということになるのです。それほど今国際機関というのは大きな意味、大きな力を持って国家をコントロールする機関として権力を持ち始めている。

そして今世界で並行して進んでいるのは「地方分権」です。アジアの国でもどんどん地方分権が進んでいます。あの社会主义中国でもです。地方の日本でいう町村レベルではすでに自由な選挙が進んでいることもあります。そうなると今まで「国家だけが権力の中心であり、国家の権力を誰も掣肘できない、制限できない」ということだったのですけれども、実は今や権力というものは、「国際機関と国家と地方勢力とこの3者で分け、有します」というような形になってきているわけです。

実は日本の地方分権もこういう文脈の中で見ると、2000年に改正された新地方自治法の第1条、第2条をよく読んでみるとそういう書き方になっているのです。

第1条は「国と地方の役割分担を明確化なくてはいけない」と書いてあります。つまり「役割分担を明確にする」ということは、「国は地方自治に踏み込んではいけない領域がある」、「地方自治体は国に踏み込んではいけない領域がある」、「お互いに踏み込んではいけない領域をお互い補い合う形で、国家全体あるいは地域全体の福祉を実現していく」と、こういう考え方です。（これは第1条ですね。）いわゆる「補完性の原則」と言われているものです。これは正に「地域における地域の問題は、国家は干渉してはいけない」という原則です。もともと憲法には「自治の本旨に基づいて」と書いてあるのですけれど、それが今回の地方分権で、ようやく憲法の規定どおりになったのです。

第2条ではさらに、「国が法律を定める時には地方自治の本旨を尊重しなくてはならない」という規定があります。つまり法律を制定する時に「国家は地方自治を阻害するような法律を作ってはいけない」ということになっています。これは正に地域の自治には国家権力も及ばない所があると言っているわけです。そうなると実は権力というものは今まで国家だけだと思っていたけど、地方政府、そして国際機関といった明らかに新しい権力が登場している。その一方で世界を動かしている権力以外の力とは資本主義的なお金（資本）の力だけなのか、というと実はNGOというものは今非常に大きな非権力的な力を持っているのです。例えば「対人地雷の廃止」なんかは、正にNGOがなければできなかった。国際会議でも世界湖沼会議とか、ラムサール条約の議論とか、それから環境問題についても、もはや政府

だけではなく、地方勢力やNPOなんかも入っていろいろな国際的な取り決めが行われている会議が増えています。

このように、「国際社会は既に国家と資本の力でしか動いていない」ということではありません。そういう中で自治体は、自らの持っている力を自覚して、国際社会の中で自らの力を行使し、そのことによって存在感を増して、地域の公共性を国際社会においても国内においてもきちんと国とは独立の位置付けが定着するように努力しなければいけないという時代になっているわけです。

地方自治体はそういう意味で「国際社会に開かれた」と言った時に「国家を介して開かれているのではない」ということになります。「自治体は自治体独自に国際社会に一定の役割とステータスを築ける」、だから自治体は「国際社会に直接直面して、国際社会に発信をし、国際社会の中で行動し、国とは違う立場で国際社会を変えていく」というこういう役割と権利を持っているのです。そういう時代になったことをまず確認しておきたいです。



基調講演 会場風景

### (3) グローカリズム時代における自治体国際活動

さて、それでは「自治体ではどのような国際活動が考えられるのか」です。実は自治体の国際活動は日本では「国際交流」と言う言葉が圧倒的に強いのです。これには経緯がありまして、政府が『自治体の国際交流に関するガイドライン』というものを出していまして、各自治体に国際交流協会ができたのも政府のそういう方針に従ってのことなのです。逆に言うと国のガイドラインでは「自治体は国際交流だけやっていいさい」と、「国際貢献とかその他のことはこれ国家の国益に関ることだからしてはいけませんよ」ということだったわけです。従って日本の自治体は一生懸命交際交流をしてきたわけです。つまり「仲良くしましょう。仲良くするのにはパーティーがやっぱり一番いい」ということになりますね。そこで政策的な意義を自ら考えることなく、国から与えられた枠組みで、国の指導に基づいてやってきましたわけです。しかも、悪いことに旧地方自治法の第2条の例示規定には、「自治体の国際活動」は入っていません。ということは、職員のみなさんにしろ、あるいは市民にしろ、あるいは首長さんにしろそもそも自治体の国際活動は「自分たちの仕事」だと思っていないし、国も思っていないわけです。だから要するに「一定程度、一種の趣味的な、あるいは勝手にやっている、あるいはたまたま置かれた状況がそうだったからやっている」というつまり本当に自治体にとって「根っから必要な政策として展開できるだけの意識もなかったし、その枠組みも地方自治法によって与えてなかった」、こういうことです。

だからこそ今まで地方自治体が自分の「国際活動」について自ら定義することができなかった。「国際交流」としか言えなかったのですから。

この状況が変わってきた一つの転機は中国との国交回復です。アジアとの国際交流を始めた時に状況が変わってきたのです。つまりアジアとの国際交流は対等な状況ではできなかったのです。社会の状況が全く違い、豊かさが全く違います。例えば交流する時に飛行機代も相手は出せないわけです。「対等に交流したい」と思ってもそれが相手にはできない。それでどうするのか、「では飛行機代は（こっちが）出しますから、宿泊代は（そっちで）出してください」とか、いわゆる非対称型の交流が多くなっています。あるいは日本の工業（技術）や農業、技術やノウハウとかそういうものを導入したいので「協力してくれ」と、協力を要請されるわけです。援助を要請されることもあります。こういうことは自治体の国際交流の概念になかったわけです。そこで自治体は初めて「ヨーロッパやアメリカやブラジルと交流してきた時の交流とは違う」ことに気付きます。「非対称」と言うのですけれども、そういうような関係の中で「我々は何をしていいのか」、「何ができるのか」を自問したのです。そこで2つの方向が出てくるわけです。一つは「やめてしまう」ということ、もう一つは「協力までやってしまう」、交流と言いながら本来住民のために使う税金を外国の住民のために使うということを黙って説明なしでやってしまう、こういうことをやってきたわけです。そうなると時々議会で、「何でそういう形で予算を出さなくてはいけないのか？」と言われた時に答えに窮してしまうわけです。「何で本来住民の税金なのに、徴収した税金で外国人のためにいろいろ橋を造ったり、あるいは保険制度を作ったりしなければならないのか、それは国の仕事ではないか」、こう言われた時に非常に困ってきたわけです。まあまだ財政が豊かだった頃には「せっかく姉妹都市ができた」ということで、相手がそういうことを要請しても「まあ姉妹都市だからいいではないか」と、特に理由を付けたり、政策としてまとめたりせずに対応してきたのです。

さらに多くの自治体が「内なる国際化」と、「自治体の国際化」というのは全然違うものだとして、担当部局も全く違うものにしています。これは、非常に問題的な状況です。何故かと言うと、国際社会に自治体が対応する場合、一つは「外に向かって何をするか、外から何を我々は受け取るのか」こういうことがあります、しかしもう一つ、「外の社会と付き合う」、あるいは「外の社会にいろんな繋がりを持つ」という面から考えると、「外の社会の理解をきちんとしなければならない」ということも重要なことです。外の社会をきちんと理解することは、自治体の中においても外国籍の人々との共生の必要性を理解して、人々が対応できないと国際社会に通用するような地域社会はできてこないわけです。本来ならばこういう「内なる国際化」とか、あるいは「多文化共生」という概念が実は「国際社会における自治体の活動と結びついた形で政策化されなければならない」わけです。それがほとんど無かったわけです。

私たちもそういうことをどう考えるのかということで、「自治体の国際活動」、「自治体の国際交流」、あるいは「自治体外交」という形で「トータルに大きく枠組みを作ってその中で考えていく」と、こういう方向を考えてきたのです。その中でいろんな意見があると思いますが、私は4つぐらいの分野を自治体外交（あるいは自治体の国際活動）の枠組みとして考えています。

まずは自治体の「国際交流」です。

お互いに交流して相互の理解を深め、また助け合うということです。こういうような交流というのは、自治体の国際活動の基本であり、非常に大切です。

ドイツの統一の時に、私は現実にその現場を見たのですけれども、「東西ドイツが、なぜあれだけ資本主義と社会主義と違っていて社会システムが全く違うにも関わらず両国の融合が比較的上手くいった」のにこの「交流」が重要な役割を果たしました。実は、東ドイツと西ドイツの間ではたくさんの姉妹都市契約がありました。その中で東ドイツが消滅した瞬間に西ドイツ側の姉妹都市から東ドイツ側に職員が大量に派遣されたのです。それで東ドイツの姉妹都市の中で、西ドイツの職員がいわゆる資本主義的な行政システムをどんどん植え付けていくわけです。これは「無償の行為」です。「とにかく自分の姉妹都市を何とか助けたい」ということで、一番早く西側の行政システムが東側に入って、住民生活が守られたことがあるのです。

そういう意味で交流というのは軽く考えられがちですけれども、しかし、いざという時には非常に役に立つという意味で非常に重要なものです。「入り口が入りやすくて、そして多くの人々の共感を得て、そしていざという時にいろいろできる」という意味を充分理解しておきたいものです。

次に「国際協力」です。

これは先ほど申し上げましたが、自治体あるいはNPOが持っているいろんなノウハウや技術などを国際社会に提供していくというものです。日本の行政の物の進め方、考え方あるいは我々の持っている技術、そういうものが相対的に評価されているのです。その一方で外国の地域との交流によって「我々は何を見失っていったのか」、「我々は何を学ぶべきなのか」、そして「今我々は何を共通のものとして創るべきなのか」が見えてくるのです。それができれば、我々は行政システムや地域社会のあり方を変化させ、革新させることができます。

日本では意外に「先進国とやれば多くのことを学べるのではないか」と言われていますが、私の経験では発展途上国との技術協力の中で日本の自治体が物凄くいろんなことを学んでいる例があります。私自身もいろんな国に行って自治体外交の実態調査をしてきたこともありますけれども、実は学ぶべきところが非常に多かったわけです。特に「自然との共生」、あるいは21世紀最大の課題である「持続可能な社会をどのように作っていくか」ということについては、非常に学ぶべきところが多いわけです。

3つ目の分野というのは、自治体の「国際ネットワーキング」です。

つまり国だけでは解決できない「都市問題」、あるいは「環境問題」とか、「貧困の問題」、「インナーシティ問題」とかです。大きな都市の中で中心部がどんどん空洞化していくというような問題は国家だけでは解決できないのです。あるいは「都市の犯罪の問題」とか「農業の公害の問題」とか、あるいは「河川や湖の汚染の問題」ですが、こういうのは国家単位でやるより地域や自治体が互いに問題を持ち寄って共通の解決策を見出していく、こういうことが非常に大事なわけです。それによって国際世論を自治体の側・現場の側から盛り上げて、「自治体が国際社会を動かしていく」、あるいは「自治体共通の

課題を自治体の方から国家を通じてではなく、自治体のノウハウや情報の公開によって国際的な協力体制を作り出して、自ら解決策を創造する」とか、こういうやり方があるわけです。

最後に、それらの分野の政策を、事業を推進するための大変な土台として、「内なる国際化」つまり自らの地域の中で「外国籍の人たちと我々ができるだけ同じ条件で、そして人間として人間らしく生きられるようにお互いに理解を深め合い、共存の活動をして、そしてその社会を多様性を持った豊かな活力のある社会にしていく」、こういう社会が「多文化共生」という言い方も含めてあると言えます。

以上、大きく言うと自治体の国際活動とは「交流」と「協力」と「ネットワーキング」と「内なる国際化」この4つがあって初めて全体像が見えてくるわけです。それで初めて政策化の方向性と、この地域では、何をやっていくべきなのか、何が一番大事な要素であり、何に一番力を入れていけばこの地域が、より豊かで、より人々が住みやすく、そしてみんなが将来に向かって力を合わせられる社会となるか、こういう観点から、国際化というものを構造として捉えることができると思います。

そういう意味で、「まちづくり政策の国際化」ということは非常に重要なことになります。この「まちづくり政策の国際化」というのは先ほど申し上げたように「国際協力」の分野や「ネットワーキング」にまで国際活動を拡張し、「政策を国際的に学び合いとして展開し、情報交換そして新しい施策の創出をまちづくりの一環として進める」ということになるわけあります。

最近、日本では国際協力や国際活動部門が産業製作部門と合体しているケースが結構あります。つまり国際化というものを交流・協力だけではなくて「国際協力を通じた産業政策の展開」というところに結びついているところが結構あるわけです。例えば北九州市は典型的な例です。その結果、北九州市は、国際的な環境協力をブラジルとかあるいは中国など世界各地を対象に進めてきました。公害都市であった北九州市が今や環境都市として、国連から表彰を受けるような都市になったわけです。そういうような公害防止の技術を、まず第一に国際協力として世界中の都市に提供し、その提供したノウハウをベースにして事業における協力に継げて、民間ベースの仕事としてそれを展開させていくという政策を展開しています。それによって地元の企業あるいは地域も全体の経済活動を活性化させていくという戦略です。これは今や北九州だけで進んでいるわけではなくて、都道府県のレベルで見ますと、相当な都道府県（都は知りません）が、産業政策としての国際化という形をとっています。

要するに「税金の投入は何のためか」ということの説明責任を果たせるような状況にいっているわけです。そういう意味では「まちづくり政策の国際化」というのは「税金を投入する」という意味だけではなくて、「投入した税金がきちんと返ってくるような仕組みを国際社会の中で自治体が主体的に政策をもって形成していく」、こういうような段階に達しているということです。

その一方で、私たちが今一番大きな問題として直面している一つが「財政問題」です。今までの日本の自治体の国際化という意味では終始一貫した、きちんとした政策的枠組みを持っていなかったと、そ

して「地域社会に何が還元できるか」というような説明責任を持てない政策であったために、財政が厳しくなってくるとまず、一番先に切られるような分野になります。国際交流協会の存続も含めて、日本全国の国際活動の存亡の危機、そういう状況が生まれてきています。この前、大阪の自治体国際交流協会主催の国際交流シンポジウムで、正に「自治体、国際交流協会は合同していかなければとてもやっていけない」ということとか、「もはや存続する意味が無くなってきたのではないか」というような議論もあるような状況です。もちろん、大阪を含めた国際交流協会は「内なる国際化」を非常に熱心にやっているのです、在留外国人の方も多いわけですから。それでもなおかつそういう議論を今している、こういう状況になっています。

## 2 地域における外国籍市民の参画と協働

### (1) 外国籍住民の日常化

次に「在留外国人のみなさんに対する我々の地域国際化の対応をどういうふうに考えていくべきか」という課題があります。そこでキーワードは、「外国人は市民です」ということばです。自治体にとっては「国民であるかどうかではなく市民」という考え方方が重要です。本当に我々は市民として在留外国人の人たちに対するのか、あるいは「行政が、内なる国際化の政策をきちんと確立しているのか」、「住民のみなさんはそういう政策に基づいて、税金を投入されることについてきちんと理解しているのか」と、こういう問題を実は論じなければいけないと思っています。

実は私は行政の方々は未だに「国家の中の自治体」という意識が抜けないのではないかと思っています。地方自治法が2000年に変わって、先ほど申し上げたように地方自治体というのは国と役割分担をしつつ地域の公益を代表する公共団体になりました。国家の下部組織ではないのです。「地域の公益を代表する」ということは、「その地域の中に住んでいる人たちの福祉を最大限化する」ということ、これが第一目標になるわけです。国家の政策とか国家の法律とかはその次にくるわけです。最近、自治基本条例が話題になっているのですが、これは自治体として整合性のあるまちづくり方針や将来に向かってのるべき姿を現実の行政の中にきちんと位置付けられるように、それぞれの自治体が独自の法的システムを整備し、地域を動かすことができるようになります。これによってそのようなシステムが整備されれば法律を、地方自治法の第2条が謂うように「法律は自治を助けるためにある」という趣旨に沿って、それを自治の展開のために利用するというこういうやり方に転換することになるわけです。その地域に住んでいる人が日本国民であろうが、外国籍住民であろうが、「そこに住んでいる人たちは全て我々の公益を実現するための一つの要素として欠かせないものなのだ」というこういう意識が出てくるはずなのです。国民であるかないかは自治体にとっては本来関係がないことです。まず「そこに住んでいる」ということが大事なのです。こういうところに行政は腹を据えなくてはいけないわけです。

### (2) 共生を進めるために

この基本的な自治の考え方、方針ができれば例えば「外国籍の住民を採用すること」、例の「国籍条項問題」ですが、あの問題なんかは対応が明確になります。自治職員の任用に関する権限は自治体にあっ

て国家にあるわけではありません。だから国から何を言われようが、「我々は我々の方針で採用すればいい」、それは非常に明らかなことです。例えば権力的行為に関するかどうかがよく言われますが、そういうものは関係ないです。地方自治法を素直に読めば、執行機関は首長一人です。あと補助機関としての行政職員ですから、執行責任は全て首長にきます。最終的な責任は全部首長です。私は国籍条項を廃止した時に「助役までは今の法律だったら外国籍であっても任命してもいいのではないか」と言いました。それは補助機関だから良いのです。なぜかと言うと「市長はその地域の任用責任者ですから採用にあたって国の意見を求めなくていいのだ」というそういう意味です。これは当たり前の話なのです。なぜ自治体は自らの職員を採用する時に、国の言うことを聞かなければいけないのか。自治体の方針でやればいいのです。結局「どこまで腹をそこで据えるのか」ということです。旧自治法でも私はやったわけですから新自治法だったら当然それはやらなくてはいけないことなのです。それを県も市町村もなかなかできない、こういう現実はなぜ起きるのか、要は「腹が据わってないから」です、はっきり言うと。実は外国籍の住民を本当に市民だと思っていないからです。こういうことはきちんとしたいです。私は、それをはっきり言って、実際に採用して、今その職員は大変有能な職員として働いています。なぜそれが必要なのか、それは今自治体行政は、物凄い競争の時代なのです。「いい人材を自治体に採用する」ということは、自治体にとっては死命を決することなのです。だとしたら自治体職員の資質を上げて、そして多様な人材で豊かな行政を展開できるのかということは、行政にとっては重大な問題です。ある人が単に外国籍を持っているというだけでその能力を活用できなかったら、それは自治体にとって、住民にとって公益を損ねることになります。だから私は、住民にとって本当に能力がある人であれば、国籍は関係ない。それは住民の利益に叶うことだと言いたいのです。

### (3) 分権型社会における外国籍住民の社会参加

### (4) 新しい参画としての在住外国人の住民投票権

さて、最近の話題としては、「住民投票」における在住外国人の投票権問題があります。住民投票って今は随分一般的になりましたが、国籍条項と住民投票権に関しては残念ながら進展が遅れています。投票権については、「永住外国人と限定されている」ところが多いのですけれど、まあ突破口としては、永住外国人に対して住民投票を認めるという条例を議会に認めさせるための第一段階と理解しておきたいと思います。

本来は、永住外国人である必要はないと思います。住民登録をして3ヶ月、ないし外国人の方は言葉の問題とかもいろいろありますから多少その期間を長く取ることはあっても、永住という制限を付けること自体は全く意味がないと思います。どうやら基本的な考え方は、「永住外国人は国家お墨付きを与えてるから、それで安心なのだ」ということなのでしょう。これでは自治体の独自の政策とは言えません。地方分権時代の自治体は、「自らの判断で」、「自らの責任で」、実行しなくてはいけないです。だとしたら「永住外国人」という安易な方法ではなくて、きちんと「自分の地域ではこのような外国人の人に住民投票権を認める」とすべきでしょう。選挙権については、これは法律に明らかに抵触します

から（法律が）変わらない限り難しいと思いますけれども、少なくとも職員採用と住民投票は独自の判断が直ちにできることなのです。そういうこともやらずに、「内なる国際化をみなさん頑張ってください、補助金出しますから」とかこういうことをやっている行政というのは私はどちらかと言うと腰が据わっていないし、ある意味では「本当にやる気があるの？」と住民から聞かれても言われてもやむを得ないと思います。

最後に「外国籍住民の生活への対応」について考えてみたいと思います。「地域の国際化」あるいは「多文化共生」、今は教育にしろ、医療にしろ、あるいは裁判の問題、こういう難しい問題については、行政はあまり手を出さない。それはなぜかと言うと、「国がそういう制度を作っていないから」というふうに言ってしまうわけですが、この問題は自治体行政が、本来担うべき公共サービスを考える上に重要な示唆を与えるものなのです。

三重、滋賀、福井、それから岐阜。この4県は、「日本まんなかサミット」をつくっていますが、そこに4県の職員で構成される行政課題研究会があります。そこで「公共分離」という要するに行政が一手に握っていた公共施策をどうしたらもう少し純化して、「どうすれば行政が本来やらなければならぬ仕事に純化できるか」というこういう研究と一緒にやらせていただきました。そこでの基本的な手法は、「公・共」分離ということでした。

行政というのは、「権力があるからこそ行政である」、つまり「権力がなければできないこと」、あるいは「権力を使った方が遙かに効率がいいことが明確なもの」、それをまず行政が残さなくてはならない。そしてそれ以外は基本的に、民間なり地域の社会にできることをやっていただくというものです。権力性のあるものとそれ以外を（本当に権力性があるということは非常に少ないのでけれども、）きちんと分けてみたのです。本来「権力性があることは民間に出してはいけない」わけで、その一つの例が「建築確認」です。あれは権力的行為です。それを民間にやらせたら当然のことながら競争原理が働いて、「すぐやってくれた方がいい」、「無理を聞いてくれたほうがいい」そうなるのです。その結果が姉妹問題です。あれは行政が、もし「お金がかかる」、「人手がかかる」のであったら、税金を無理やり上げてでも自らが責任を取らなくてはいけない仕事なのです。それを安易に民間に出してしまうとそのことによってどんな深刻な問題が起こるかということを示しています。だから権力は怖いのです。「権力の怖さを知って、権力的仕事をきちんと行政がやる」ということこそが行政の本当の仕事なのです。行政サービスの全てが即行政の仕事とは言えません。行政サービスにおいて本当に権力的な行政の仕事ができるかどうかということが重要で、そういう担保がなければ行政サービスに値しないのです。

### 3 外国籍住民の生活環境と行政の対応

その研究の中で、実は行政の本来の仕事としては、3つのカテゴリーがあると考えました。一つは、「権力的な意思決定」です。許認可とか政策の決定とかそういうものです。もう一つは「権力的な秩序の維持管理」です。これは例えば、「食品安全基準」とか「環境基準」とかがこういうものです。これ

を罰則をかけて守らせてることで国民や住民の生活は守られてくるということです。三つ目は、「新しい社会的需要に対して、民間や地域が対応できないものへの対応」です。民間では対応ができない新しい社会的需要は、行政がまずこれを受け止めなくてはいけないということです。「法律に書いてあることだから」、「補助金があるから」、「国がやってもいいって言っているから」ではなく、逆に制度も法律もなく、民間も対応できないからこそ現場を持ち、人々の生活を守るべき自治体がまず対応をしなくてはなりません。例えば外国人労働者とかは、その地域にとって大事な存在です。三重県も企業を誘致しましたけれども、そういう企業の中で相当の数の外国人が働いているという現実があるわけです。その企業や地域を支えている一人として在住外国人は非常に重要な存在なのです。その人たちが、例えば「子どもの教育に困っている」、あるいは「日常的な生活の中で言葉ができないので、お医者さんに行った時に非常に通じにくい」、「病気に対して非常に不安がある」という状況にあるのに行政はほとんど手を出してこないのであります。しかし、そんなこといきなり民間ができるわけがないでしょう。案件の数が少ないので採算ベースに乗りませんから。そのような問題にこそ行政がまず地域の人々のために、それに対応しなければいけないのです。「税金を使って通訳を雇う、それを病院に派遣する」、例えばこういうことです。あるいは学校教育の中で、きちんと「外国語対応ができる教員を養成する、対応する」、これによって子どもたちが良い教育環境で育てられるようにする。こうすることは行政が正にやらなくてはいけないことです。新しい社会的需要は公益にかかわっているわけですから、その公益に民間が対応できないとなれば、それに対応するのは、税金を取っている行政でしかありえないわけです。

このところが、実は「内なる国際化」の一番大事なポイントなのです。「内なる国際化」とは「新しい社会の需要」なのです。もちろん「オールドカマーの問題」もありますが、これからは少子化とか、国際化とかで多くの外国人の方が地域社会に入ってくることが想定されます。そういう人たちが本当に「安心して生活できて、日本人の人々と共にできる、共生できる、そして人間らしい生活ができる」ということは、日本の利益にかかってくるし、我々の利益にかかってくるのです。だとしたら、それに税金を投入することは全く正当なことと言うべきでしょう。

そういうことを行政は、地域の住民のみなさんは、理解しなければならない。「外国籍であるから、税金を使うのはおかしいのではないか」という議論は、そういう意味では成り立たないです。行政は正に外国籍住民の生活権へのかかわりを「行政自身の責務」として、「公益」としてやらなくてはいけない。それは「公共的な性格のものである」と理解しなければいけないです。そういう意味で、「内なる国際化」あるいは「多文化共生」ということは行政にとっては先に申し上げた「権力的行政行為の3番目のカテゴリー」としてきちんと位置付けし、政策的課題として改めて地域の中で政策形成や市民の動きを作っていくということが大事なのではないか。

最後にそういうことを申し上げて、私のお話を終わらせていただきます。

# 基調講演資料・レジュメ

## 「国際化する地域社会の課題と展望」

龍谷大学法学部教授 富野暉一郎

### 1 地域の国際化を考える

#### (1) 自治体の国際活動をめぐる国際環境の変化

- \* 国家や市場経済だけでは解決できない課題の浮上
  - 環境保護・貧困と社会的差別の解消・地域主体の社会開発
  - 冷戦の終焉後では地域紛争とテロリズムへの対応・難民問題が
  - 紛争の根本原因は、貧困と社会的差別
  - 市場経済による先進国対発展途上国の格差の構造化
- \* 地域社会が主体となる課題の解決への期待
  - 紛争の根本原因への対応能力としてのNGOと地域社会の認知
  - 生活の場における参加と協働が求められる環境問題・社会開発
  - ODA、国家による大規模開発→地域主体の社会開発 (CDI)
  - 市場経済による大量生産・大量消費→循環型社会システム・持続的開発
  - 国家による統治（ガバメント）→共治（ガバナンス）

#### (2) グローバリズムからグローカリズムへ

- \* グローバリズムの時代
  - 先進国・発展途上国を問わない世界共通の課題が主流となった
  - 国境を越えて流動するヒト・モノ・カネ・情報
- \* グローカリズムへの転換
  - 公益性・公共性を誰が守るのか→共同体の論理、社会的公益の保護
- \* 多様化する国際社会のアクター
  - 国際社会における主権国家の独占的地位の終焉
  - 国際社会を動かす5つのアクター
    - 権力（公共）セクター：主権国家→超国家+機能国家+地域社会
    - 非権力セクター　　：企業（資本）+市民（NGO）

#### (3) グローカリズム時代における自治体国際活動

- \* 自治体が国家を経由せずに直接国際社会と向き合う時代に（自治体外交）
- \* 自治体国際活動のカテゴリー
  - (i)国際交流 (ii)国際協力 (iii)ネットワーキング (iv)内なる国際化
- \* まちづくり政策の国際化

地域相互の国際連携による地域振興・都市問題への対応

通商協定や都市（自治体）連合

自治体間国際協力による個別課題への対処

セキュリティ、災害対策、地域経営

\* 日本の自治体国際活動の評価

特徴（自治体主導、自治体国際協会、施設とイベント中心、緩やかな国の規制、  
地域社会における基本的な理念と政策の不在）

課題（税金投入に対する説明責任、国際化協会の改革、地域産業政策との結合、  
内なる国際化の理念の転換）

## 2 地域における外国籍市民の参画と協働

### (1) 外国籍住民の日常化

建て前としての平等と根強い社会的差別

国籍を基本とする法体系と国民意識の変革が必要に

### (2) 共生を進めるために

地方参政権論議における国民の忠誠心幻想の虚構性をどう捉える？

自治立法による外国籍住民の参加・参画権の保証

地方公務員就任権問題の限界性と可能性

### (3) 分権型社会における外国籍住民の社会参加

分権時代に必要な多様な地域資源の活用

地域資源としての外国籍住民の持つポテンシャル

市民社会への参加と参画

インターフェイスを広げることの重要性を確認しよう

ともにまちづくりを進めることから生まれる相互信頼関係

### (4) 新しい参画としての在住外国人の住民投票権

\* 米原町が開いた永住外国人の住民投票権

米原以後急速に普及した在住外国人住民投票権

\* 住民投票権の射程

地域の自己決定への法的参加への道を開く

住民投票の日常化による地方参政権へのアレルギーの解消

真の参画・協働への第一歩

\* 住民投票権の課題

投票資格の限界はどこか

アジア等における相互主義の困難性

## 7 自治講演会（2）シンポジウム

### 「国際化する地域社会の課題と展望」

コーディネーター 三重大学人文学部教授

児玉克哉

パネラー 三重大学人文学部講師

藤本久司

千里ヶ丘小学校前校長

水谷正栄

NPO法人愛伝舎スタッフ 米川アンジェリカ綾

はじめに

児玉

今日は『国際化する地域社会の課題と展望』ということで、富野先生にお話しいただいて、それからシンポジウムということで、3人のパネラーの方々からお話をいただき、会場のみなさま方とともに議論していくという場にしていきます。

外国人の問題は、「今はどうなのか」、「これからはどうなっていくのか」ということを考えていくと、考えれば考えるほど非常に大きな問題だと思っています。「あまりまだ認識されていない」と考えているとも思うのですけれど、外国人は今の段階においても三重県でもかなりの数になっています。その中で教育現場の中でもいろいろ大変な状況もありますし、例えば「日本での教育をあまり受けていない、受けられなかった」人たちもそのまま日本の社会に定住するということも起きてきている。そうすると「漢字の読み書きができない」、あるいは、「ポルトガル語も読み書きという点ではかなり弱い」というこうした日系ブラジル人やペルー人も出てくるということになってくるのです。これはその人たちにとっても問題ですし、日本社会にとっても問題であります。「どういうふうに新しい社会を一緒にになって創っていくか」ということは、かなり緊急の課題として考えていかなければならぬことです。しかし、日本の社会は、「相当に遅い」と言ってもいいと思います。かなり対応は遅れていると思います。「将来どうなのか」ということを考えてみると、ますます大きな問題になると 생각ています。

別の機会に「人口減少」を勉強する機会がありました。（人口は）本当に減るのです。日本の人口はどんどん減っていく。そういう中でおそらく、いや間違いなく、外国人の数は大きく増えるだろうと思います。それも今日本にいる外国人の数は100万人、200万人、そういった考え方にもよりますけれども、そういう単位であります。1,000万人とか2,000万人とかという単位になった時に、日本の社会は非常に大きな変化、そして対応を迫られるのは間違ひありません。今の段階であってもこれだけ大きな問題になりつつあるのですから、将来的にはこの問題をしっかりしておかなければ、日本の社会にとっても非常に大きな問題になってきます。

「外国人が増える」ということがマイナスであるわけではありません。きちんとした対応をしていくには、むしろ日本の社会を救う存在にもなるわけです。逆に日本の社会が外国人を受け入れなければ、成り立たなくなるという議論もあるぐらいです。ならば、もっと積極的にこの問題をどうしていくか、そして「日本人と外国人が一緒になって創るような社会をどういうふうに創ることができるのか」、このことを考えることが必要だと思います。先ほど富野先生の話の中に「日本の行政はきちんと外国人の問題を捉えてこなかったのではないか」ということがありました。つまり外国人の問題は、「行政がやらなくてもいい問題と位置付けてきたのではないか」という指摘がありました。基本的にそういうような考え方方はこれまで当たっていたのかもしれません。そして予算も非常に少ない予算が付いてきたわけです。その少ない予算が今、さらに削られようとしてほとんどないようにされている。今こそ予算も必要ありますし、もっともっといろんな事業をやっていかなければならぬ。「どのような仕組みを作っていくか」ということをやらなければならない時期にきていると思うのですが、これがほとんど飛んでいくわけです。



コーディネートする児玉氏

市町村合併。津市もこの1月に合併いたしました。津市に関らずいろいろな自治体、松阪も行いましたし、亀山も行いましたし、四日市も行いました。その議論の中で、「実際どれだけ外国人の問題が議論されたか」と言うと、それはほとんどありません。私も合併協議会には、いくつもいろいろなところに顔を出しましたけれども、外国人が入っているところがまずほとんどありません。「外国人の問題が合併によってどうなるか」ということを議論されることもほとんどありません。つまり合併と外国人の問題は全く別物で出てくるわけです。けれども四日市にしろ、亀山にしろ、津にしろ、松阪もそうですけれども、非常にたくさんの外国人がいて、その人たちと「どういうふうな新しいまちを創っていくか」ということは考えなくてはならないはずがありました。実は行政と市民との間という壁もあったわけです。つまりこれから行政が本格的に地域づくりをする時は、「市民をどう取り込んで、市民と一緒にあってどう地域を創っていくか」ということが問題になってくるわけです。同時にまた住んでいる外国人と一緒にあって、「外国人と日本人の住民が一緒になってこの地域をどう創っていくのか」が問題になってくるわけです。そういう意味では今の時代に本当に踏み込んで「日本人と外国人が一緒になってどのようなまちを創れるのか」という仕組みができるか、そしてその雰囲気と言うか、一緒になってやっていくというお互いの気持ちが作れるか」ということが重要であります。

外国人が住んでいることは知っていても、外国人と一緒にになっていろいろ活動をしている人は結構少ないのです。ここにいらっしゃる方は、その中でも随分多い方だと思いますし、職業としてそういうことをやっていらっしゃる方もみえるかもしれません。しかし、一般の市民の方を見てみると、ほとんど（外国人と）接触の無い場合も多いわけです。しかしこれからおそらくかなりの期間に亘って、外国人の方も日本に住み着いてきます。もっともっと増えていく。ならばそれを全く別世界で「あなたの方の世界はあなたの方の世界、私たちの世界は私たちの世界」というのではなくて、「一緒にあってこの地域を創っていく」ということを考えていくことが必要だろうと思います。そうしたことでもっともっと考えなくてはならないし、もっともっとやらなければならないと思っていた時に、三重県地方自治研究センターがこうした取組みをしてくださるということで、今回こういったシンポジウムを持つことになったわけです。

「あまりにもこのテーマでは人が集まり難いのではないか？」という声もありました。逆に言うとそれぐらい日本人の感覚ではこの問題は、「特殊な問題」というぐらいで思われているのも事実であります。でもこれはこれからの日本にとって非常に大きな問題になるのです。これは日本に在住する外国人にとっても、日本人にとっても極めて大きな課題であることは間違いないです。「どのように多文化社会をいい形で創っていくのか」そして「私たちも楽しい形で、住んでいる人がみんな楽しい形で、有意義な形でこの多文化社会を創りあげていくということを考える機会を」と話していたところ、「難しいかな」と言いながらも取り上げてくださって、そして今日会場もほぼ満員のみなさんが来てくださいましたということは非常に感謝しております。

それではまずパネラーの方々に一人ずつ問題提起という形で簡単に報告していただき、その後会場のみなさんと一緒に議論できたらと思います。

まず最初は、藤本 久司先生です。藤本さんは、今三重大大学人文学部で留学生担当教員ということで、留学生の担当をしていただいているけれども、それよりもっと有名なのはNPOとして今「みえにほんごネットワーク」の代表ということで日本語教育であるとか多文化共生ということで様々な分野でご活躍されている先生であります。それでは藤本先生お願ひいたします。



シンポジウム パネラー全景

## 藤本氏発言①

藤本

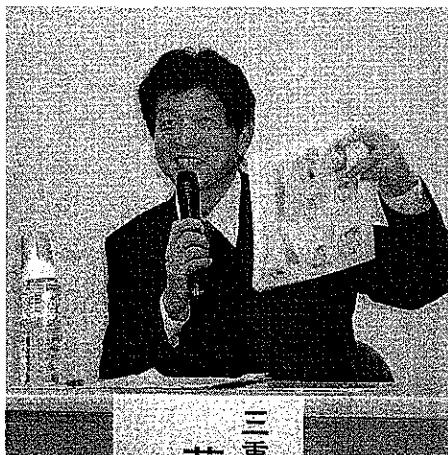
たまたま児玉先生とは職場は同じくしていますが、私自身は今ご紹介いただいたように「大学の学外の活動を中心にお話します」という趣旨でこちらのメンバーに加えていただいたと思っておりますのでそういう立場からお話をさせていただきたいと思います。

今日配っていただいた資料で、こちらの自治研センターが出してみえる「かわらばん」のコピーがあると思いますが、ちょうど後ろから3枚目の160号というところから見ていただきながら聞いていただけると解っていただけると思います。「シンポジウムレジュメ・資料①」で私の名前が書いてあるこのページです。これに沿って10分間要約してお話をさせていただきます。

私自身はちょっと紹介いただきましたが、大学に関する以前から90年以降入管法の改正で入国した南米あるいはアジア、それからその他の国からみえた（来日した外国の）方々の「日本語の問題」というのが基本的な問題としてありました。それで伊賀上野で、みなさんと一緒にボランティアの日本語の教室を始めました。93年のことですので、それから十数年経ちました。そういうことで90年以降にみえた外国人たちと関わってきました。それでいろいろなことを（最近も中学生の学生支援をし始めたんですけど）そういうことを含めてこの十数年関わっていた側から、（ちょっと一概には言えませんけれども）いろいろな外国人の人、外国人住民としての人々の生活とか意識の移り変わりということで少しまとめさせていただきました。

明らかにこの十数年来日した人たちの当初の目的、あるいは意識が変化を遂げて、現在の状況になってきている。その間に政策が進んだかどうかは別にしまして、私たちはそういうことを良く理解しておく必要があるのではないかと思いますので、私なりの分析で（これは一概には言えませんけれども）変化の状況を挙げてみました。

まず90年代前半の改正以降渡日してきた人々は「期待と不安と困惑」の中でした。受け入れシステム自体が「法律は変わったけれども、制度自体は変わっていない」という状況でしたから、（つまり）いろいろなシステムというのが整っていない状況でしたから、「不安と不満」というのもいろいろありました。ここに93年以降のいろいろな言葉を160号の後半に抜粋して挙げさせていただきました。たくさん資料があるので、その中で代表的なものを挙げさせていただいておりますので、（読ませていただく時間はありませんけれども）見ていただければそういうことを感じていただけるかと思います。



発言する藤本氏

それで90年代後半になりました、長い人は5年、10年となってきたわけですが、時の流れとともに日本の生活とかルールとか文化、最初解らなかったものを理解してくるようになり（「日本の生活、ルール、文化の把握と理解」）、「日本人との交流」も出てきましたし、多い少ないは別にして、その人なりのいろいろな体験（「好悪両面の体験」）。良い出会いもあれば、「差別」、子どもにとっては「いじめ」にあった嫌な経験も含めて、そういう体験をしていった。やがて「（家族の）再統合や家族の呼び寄せ」ということも全てではありませんけれども始まっています。ただ90年代後半は明らかに日本経済が停滞していった時で突然クビを切られたり、非常に不安定な生活状況におかれたり、無理な仕事を強いられたりということが起こりました（「仕事の不安定化」）。あと「リピーターの増加」ということもあります。最初は特に南米から来た人たちというのは「2～3年いたら国に帰る」という「出稼ぎ志向」が強かったのは事実なのですが、その意思に関らず、国の状況と日本の状況を含めて、（日本に）戻ったり、あるいは日本の生活に慣れてきた人たちも含めて、「日本での生活が長期化していく」ということが起こります。

来日後に母国以外の国の知人とかいろいろな関係ができる中で、「人間関係」も出てきます。そんな中で「安定志向」。収入とかあるいは住まいを定めるということが徐々に出てきます。

2000年以降を見ると、「日本での生活を主にした生活設計」というものを考える方が増えてきました。それを具体化させてきて「子どもを呼んでここ（日本）で進学させるか」という話になってきます。一方で国別に集住するという、集まって住む、ある地域に住むという「エスニックコミュニティ」と言いますが、そういうものがいろいろにてきて、数的にも多くなってきました。そんな中で（自分たちの）「文化」についても考えることが出来ました。

現在の状況ですが、そういう「コミュニティ自体が拡大」していく、人数的なものだけではなく、その中でリーダー的な人が現れたり、先に来た人たちの中でいろんな活動が始まったり、後で紹介いただきますけども、今日も米川さんがみえていますが、いろいろな方の活動も行なわれ始めました。

あと「日本人との関係の多様化」で、日本人あるいは日本社会に解け込まない、あるいは解け込めない人から、非常に解け込んで交流を深めて活発に連携したり活動したりされる方も出てきました。いろいろな多様化が起こってきたと思います。

あと「努力・チャンス・能力」ですが、いろいろな要素があります。運もあれば、出会いもあれば、病気をしたとか、怪我をしたとかいろいろなことを含めて、非常に安定していく人、あるいは不安定な人、両方の人が出て多様化していくことがあります。

あとは「アイデンティティ」、特に親もそうですけれども、日本で育った子どもとかさらに生まれた子ども等は「自分が何人であるのか？」という意識が、（これは他の国でもそうですけども）こういう意識の模索というものがあります。

もう一つ、これは今後ですが、参考までに申し上げると、こういう「コミュニティは拡充されていくだろう」と質的にも数的にも、あるいは「自文化についての再認識、継承」というものも今後さらに強

くなって、後の人々に伝えていくということも出てくる。「互助支援システムも発展していく」だろう。さらに他の国のように「民族学校とか宗教施設が増えてくる」かもしれない。その中の一方で「日本社会とか地域の住民として存在感とか責任が大きくなってくる」だろう。その中で従来日本にいた人々と新しく来た人々との「相互理解とか誤解や偏見、差別解消のための活動が行なわれる」であろう。そういう私なりの方向性を（推測として）持っているのです。

あと（日本人が）「共有していきたい認識」です。日本人と言うと、もう誰を指すのか非常に解り難いのですが、受け入れた側として共有していきたい認識、さっき富野先生も十分お話をされたが、（まず）「県民であり市民であるという認識」です。地域別に国別に住んでいるという状況が起こっていますので、「地域的なニーズの把握」。また「帰る人より帰らない人の増加が圧倒的に多い」という状況が起こっている中で何ができるのかということが必要になってきています。「各地で（外国出身者の）割合、人数が増加する」ということは事実でありますし、もう一つ「永住権取得、あるいは国籍取得の増加」。要するに外国人とともに、（外国籍でない）外国出身の日本人、あるいは、永住権を持つ人々も増えていく」。「日本の社会の一員」（となって社会）を創っていくということです。

レジュメの中に「\*印」で書きましたのは参考で、「最近来日する人々は、以前に比べると日本語が話せない人が増えている」というのも事実ですし、あとこれはよく誤解される傾向もあるのですが、「日本語が母語ではない人の割合が圧倒的に高い」という現実。英語が中心の世界の国際化というのがありますけれども、実際に住んでいる人々は英語ではない。（「英語が母国語である人より英語以外の言葉が母国語である人が圧倒的に多い」）地域でのそういう国際化に対応する言葉の支援とか英語以外の言葉を中心にしたいいろいろな案内とか情報提供とかが必要になってきています。「ルーツを海外で持った人々が日本に住んで、あるいは日本で生まれ育った子どもが日本社会を創っていく」という認識を持っていきたいと考えています。

## 児玉

日本に来ている外国人の状況というのも、「どういう人たちが来ているのか」、「どういう国から来ているのか」、随分状況も変わってきていますし、同じ日系ブラジル人というカテゴリーの中にも来ている人の層、あるいはその考え方も随分変わってきてているように思います。最初の頃は「出稼ぎで直ぐに帰る」ということをほとんどの方が言っておられたのが、実際にはかなり10年ぐらい、あるいは10年以上になってきています。これからはおそらくかなり永住ということを考えた上での生活になるだろう。そうした意味でもこうした歴史的なところも少し考えることも重要なと思います。

それでは次に水谷 正栄先生に移ります。水谷先生は千里ヶ丘小学校の校長をされていました。その学校では外国籍児童がある程度の数いらっしゃるということで、そういう中でいろいろな問題、あるいは多文化教育の課題とかいうものも含めていろいろ経験してみえると聞いております。そうしたことについても触れていただけるだろうと思います。

それではよろしくお願ひいたします。

## 水谷氏発言①

水谷

昨年の3月までご案内のとおり、現在は津市になっていますけれども、千里ヶ丘小学校の校長を5年やっておりました。ご承知の方も多いかと思うのですけれど、いわゆる外国人の集住地域、多住地域というかその中にある学校でございます。

数的に申し上げますと、2005年が、(私がいた最終年度が、)341人が全校生徒数で、その内38人が、親が外国籍を持っている児童となっており、本年はそれが41人に増えています。同時に全校生徒数も371人に増加しております。来年ですけれど、2007年は、全校生徒数が421人に増えます。それにともないまして外国人の数も50人を超えるというこういうような状況の学校であります。

言ってみれば、「国際化」の中にある。本日の「国際化する地域社会の課題と展望」というタイトルですが、学校を預かっていた立場からすると「学校での国際化。あるいは国際化の中にある学校の課題と展望」こういうことになろうかと思います。



発言する水谷氏

「課題」なのですけれど、これはたくさんあります。これを並列していくと1時間や2時間では済みませんし、「おまえ愚痴を言いに来たのか」ということになってしまいます。それぐらいたくさん課題を抱えています。

1つだけ例を挙げておきますと、ある日突然、外国籍の子どもさんが、教育委員会を通して転入をされます。それで5年生にモンゴルから女の子が一人転入してきました。それまではブラジルからみえた子どもさんが多かったですから、「ポルトガル語という言語についての保障をなんとかせよ」ということで、一定の措置はされていました。ところが50人近く外国人の方がみえますと、国籍で言いますと大体10ヶ国を超えてきます。従って母語の数もその分だけ増えるということになりますから、とてもじゃないけど「母語の保障まで手が回らない」というのが現状です。県の教育委員会に「これはダメだろ」と思いつつも「とにかく基本的な説明をしたいので通訳ができる人を一人よこしてくれ」という要請をしました。しかし、1週間経っても2週間経っても返事が来ないので、3週間目になってようやく返事がきました。「その方は千里ヶ丘に住んでみえます」ということです。実はその子の母親なのです。「あっ、そうですか」それで終わったのですけれども。しかしその母親が日本語を少し嗜んでみえたことが後から幸いしました。こういう課題を挙げればきりがないのです。

それで「展望」はどうかと言いますと、展望、これはあまりありません。それではここで話をしても張り合いかありませんので、展望はとすると「何とかこの問題を梃子にして学校全体を変えていこう。これが一番良からう」というのが校長としての基本的なスタンスで、無理やり変えまして、5年間にとにかく過ごさせていただいたわけです。

外国籍の子どもさんがいる学校といない学校で解りやすい例を3つか4つ挙げさせていただいて問題提起に換えたいと思います。

まず「時間表」です。授業時間表です。持ってくれれば良かったのですけれど、現在務めておりませんので、資料として提出するのは問題があるのかと思いまして、本日は一切レジュメは用意させていただきませんでした。横軸に月曜日の1限目から6限目まで、それを金曜日の6限目までずっとコマごとに書きます。それで縦軸に、学年、もしくは子どもの名前を書いていきます。そうして「どの子どもが、どこで、何時間目に、誰の授業を受けているのか」というのを、普通1学年1クラスの学校ですと6段で終わるのです。たくさんの外国籍の子どもさんを相手にしますとそれは到底6段では済まない。本当は日本の子どもたちと一緒に国語の時間も社会の時間も理科の時間も受けてほしいのですけれど、そうは言ってもできない部分がありますので、どうしても取り出さなくてはならない。あるいは部分的に同じ授業をしていても誰か付いていなければならぬということを余儀なくされるわけです。そういうのを時間表に組んでいきますと非常に複雑な時間表になります。年が変わることに複雑な時間表になるのです。とても他の学校の先生にしてみればわけの解らない時間表ですし、ましてや学校教育関係者以外に見せたとしてもこれは仕方がない話なのですけれども、使用されている時間表というか時間割が非常に複雑な物になっているのです。これが外国籍の方を抱えている学校の時間表であります。これはPTAの方々にも説明する必要性がありますから、それを説明するのですけれども、これはきちんと説明しないと「何での子があそこに行って授業を受けているのか」ということになりますので、そういう説明責任をきちんと、逐一担任を通して説明しなくてはならなかったという難しさがございました。

それから「学校行事」があります。運動会とか卒業式とか全員が参加する行事なのですけれど、この学校行事のあり方について基本的に考えていかないと、とんでもない間違いを起こすということにもなってしまいます。通常の学校で言う学校行事、言葉は悪いのですが「消化型の学校行事」というのが今多いです。この「消化型の学校行事をなんとか違ったものにできないのか」ということで外国籍の子どもたちが参加できる学校行事にあるいは日本人の子どもにも非常に気になる子どもたちがたくさんいる。いわゆる重大な生活課題を背負った子どももいます。この子たちも一緒に参加できるような学校行事、これを視点にして学校行事を再編成してみました。このようなことで取り組んできました。従って学校行事の中でたくさん他の学校と違った学校行事を持っています。

11月の下旬になると、土曜日一日振り替えをとりまして、「国際交流集会」というのをPTAも含めて全員参加で行なっているのですけど、9年が経ちました。「少しあはシになってきたかな」というふうに思っているのですけど、そういうものをきちんと学校行事に組み込んでやっているということも

この学校の特徴かと思います。

それから私は小学校の校長だったのですが、隣に千里ヶ丘公民館という公民館がありました。河芸町では、公民館の館長を小学校の校長が兼務するという状況にあります。このように兼務していることは、本当は良くないわけですけれども、こういう国際化の中にある地域社会、この中で学校教育活動を開催していくういう場合にはやはり「地域社会の力を借りなければ」ということで、いわゆる「地域社会との連携」ということをしていかなければならない。もし公民館長をしていなかったらそういう組織を作らなければいけないということになる。これが校長としても仕事になると思います。こうなったら兼務しているということを利用して、校長と館長の権限でもってこの「国際化する地域社会に何とか切り込んでいけないだろうか」、こういうあつかましい考え方でもって公民館の行事の方をかなりやってまいりました。ここへ（小）学校と隣の幼稚園や保育園も含めて相互乗り入れするという形で開催していく学校行事もございます。それは他の学校では見られない形でしか開催ができないのです。こういうことになると思います。他の学校と違った形でないと、とてもではないが対応ができないのです。今までの日本人に対する教育のあり方と言うか、やはりそういうものを転換していかないと中々難しいものでありますし、今までのようなやり方でやっていますとその地域にいわゆる不就学児というのを生み出す原因になりますし、そのことによって日本人の地域住民との軋轢が増してくる。その相談案件が常に学校に持ち込まれると、学校の教員はそれで困るという悪循環になってしまいます。

こういうやり方が、今「いいのか、悪いのか」というのは、退職して8ヶ月経ちましたけれども、私自身も「いいのか、悪いのか」という答えをまだ判断できる状況にございません。「1年経ったら学校へ一度行って、そういう総括の話でも聞いてこようか」と思っています。

従って国際化の中にある学校、「この状況を何とか、今の日本の学校の状況を何とか変えて行く一つの手がかりとして対処していく」ということが、8ヶ月経って私が持っている総括であります。

## 児玉

おそらく河芸町で外国人の比率と言ったら2～3%であると思います。しかし、学校教育の現場では1割を超している。これは当然そうなってくる話です。おそらくこれから日本の社会がたくさんの外国人労働者を受け入れるということになると、ちょうど子どもを持つ年齢の人がたくさんやって来ることになります。そうなると、もし外国人の数が1割ということになると学校の中では3割～4割ということが推測されます。部分的には、地域によっては5割、6割を超えるということになります。アメリカでもヨーロッパでもそういう状況が出てきます。そうなると学校現場では非常に大きな問題になりつつあるのです。これはもっともっと発生てくるだろうと思います。

ますますこれからは、日系ブラジル人、ペルー人だけではなくて、いろいろ中国、フィリピンなどからどんどん増えていく、本格的にそういうことになると思います。そうした混乱というのもありますし、しかし地域ということからいうとそれは共通していて、私たちも付き合う中ではよくある事で、「何々君のお母さん」とか「何々君のお父さん」という言い方がありますけれども、そこでやっと交流できる、

つまり「子どもを通じて交流できる」ということがありまして、そうしたものをこれからどんどん考えていかなければならぬと思います。

次に米川 アンジェリカ 綾さんにお願いします。ブラジル生まれの日系二世の方です。こうした方が、今やっとNPOとかいろいろな団体を作り、独自の活動を始められてきたということがあります。こうした人がこういうようなシンポジウムでどんどん発表してもらうというのも非常に重要なことです。日本人だけで「外国人問題どうしたらいいのか」というのではなくて、やはり外国人たちと一緒に考えていくことは非常に重要だと思います。

それでは米川さんお願ひいたします。

#### 米川氏発言①

米川

私は、8年間学校の現場の方で外国人の子どもたちと接して勤務しておりました。ちょっと前に戻って「アイデンティティ」の話を少しだけさせてください。(私が) ブラジルに住んでいた時に、両親はもちろん日本人なのですが、自分としてはブラジル人として生きてきたわけです。(しかし) ブラジルの学校へ行くと、すぐみんなに注目されて、「日本人がいる」って言われるのです。そんなふうに見られていたと言うか、それは差別に繋がることではないのですけれど、自分の中では、「なぜ日本人なのにブラジルで生まれたのか」ということがありました。それと同時に「なぜ日本人って、ただ見ただけで言われるのか」という気持ちもありました。その後、日本に来て、「あなたは日本人でしょ」と言わると、「一体私は何人なのでしょう?」と思うことがよくありました。

そういう気持ちが自分の中にあって、「日本に来た以上は、日本人と同じようにルールを守りながら、生きていかなければならない」という気持ちがありました。しかし自分の持っている本当の文化に気付いたのは子どもたちと接した時で(やっと)「自分がこういう文化を持っていたのだ」と気付きました。「もっともっとみんなに紹介したい」、「もっとみんなと仲良くしていい社会を創りたい」とすごく嬉しかったのです。しかし、日本の学習は、本当にいろいろな分野があって「外国人の子どもたちではちょっとついていけないのかな」ということも課題であって、また、ブラジルでする挨拶、抱き合ったりすること、そういうことをしようとしたが、なかなかそれが出来なくて、子どもたちの前に立って、「こうやるのだよ」と言っても、なかなか日本はそれを受け入れてくれなかったのです。それで「やっぱり違う形で接していくかなければならないのかな」と思いました。



発言する米川氏

しかし、ある日、（ポルトガル語圏の家へ）家庭訪問に行って、お母さんと話をしようとすると、向こうから挨拶（抱き合ったりする）をしてくるのです。「あっ」と思って、そこで気付いたのです。やっぱりそういうこと（ブラジルの文化を出していくことが大事であると）をしていくうちにいろいろ相談を受けるようになったのです。「仕事の問題」とか、「仕事がなくなった」とか「こういうことしたいんだけど話ができないのか」とか本当に今まで誰にも話ができなかった部分がいろいろ出てきました。そういう仕事を学校でやっていまして、（指導助手という役割なのですけれども、）たまたまその学校でそういう立場にいたのですけれども、他の学校にも（外国人は）たくさんいると思います。けれどそういうの（指導助手）を配置していない学校もたくさんあると思います。そういう子どもたちは、日本語を喋っていても、「その親は誰に相談したらいいのか」とか、「自分の言葉で言いたくても言えない人」とかそういう人もたくさんいると思います。ですから「私自身（指導助手）の立場」、「勤務の問題」とかを一つの問題として考えてもいいと思います。

まず、家庭訪問は時間外でないと親に会えない。昼間は、日本人の家庭も、なかなか厳しい会社もあると思います。「昼間に先生が来るから仕事を休む」ということは、外国人にとってはかなり難しい部分もあります。休んだらクビにされる。本当にそういう状況におかれていることがたくさんあります。保護者会にも参加できない、子どもの運動会や文化祭や体育祭にも参加できない状況もたくさんありました。

また入学の時に購入する物もたくさんあって、（日本に）来たばかりの人だとちょっと（購入するのが）難しい。制服から何もかも入れてまあ10万円ぐらいは（かなりの金額が）かかります。そういう問題も一つ考えたい問題です。

あと言葉の問題。私はその学校にいましたが、他の学校、（例えば私のような指導助手がいない学校）では、「子どもと学校とで言葉が通じているのか、また子どもが親に対してどこまで説明ができるのか」、そういう問題も起きてくると思います。

また解雇された時とか、交替勤務、残業、こういう状況もすごく子どもたちに影響があって、交替勤務だと「子どもとなかなかコミュニケーションがとれない」という問題も起きてくる。「失業するとその後はどうなるの」ということも出てきます。

医療に関しては、またそこでも言葉の問題が出てきます。言葉が解らない、病院にも行けない、それから保険に入っているのか入っていないのか、そういう様々な、いろいろな生活の中で、一番苦しんでいるのが子どもたちです。これからはこの子どもたちが将来日本を支えていく社会が来るので。だから日本人であれ、外国人であれ、子どもであることには違いはありません。だからこういう問題を一つ一つ、特に子どもに関しては、（課題が）ありすぎてどこから手をつけていいか解らないくらいです。でも「何かしなければならない」と思っています。

あともう一つ問題があります。「ある知り合いの人がスーパーマーケットに行った時にみんなから物凄く変な目で見られた。（そのせいでその人は）結局その場で買い物ができなくて帰っていった」とか、こういうことはちょうど私が日本に来た時にもありました。来たばかりだったので、どこに何が売っているのか解らなくて、（本当は従業員に聞いた方が良かったのですけど、）近くの人を呼び止めて、「こういうものが買いたいのですけど、どこにあるのでしょうか？」って聞いたら、その人は逃げながらその

場から去っていきました。私は凄く嫌な気持ちになりました。だから言葉が解っても、そういう問題もあります。

そういう一つ一つの問題を解決していくのに、私たちの仲間、ブラジル人や日本人が一緒になって「UBJ」という団体を作りました。もう3年になりますけれどもボランティア活動をしています。地域と交流しながらやることが、偏見を無くすことにつながるのかなと思います。そういう「心と心のつながり」が良いまちづくりになるのではないですか。

どういう活動をしているのかと言うと、サンバを踊ったり、ブラジルの料理を出したりとか、祭りに参加したり、ブラジルのいろんな情報を提供したり、とにかく「社会に役立ちたい」という気持ちで、今取り組んでいます。

また去年、仲間とともに「NPO法人愛伝舎」を立ち上げました。これはどういう活動かと言うと、今までの学校での経験があつて、いろいろな問題が目に見えて、そういう私たちが「何かできるのではないか」と考えたら、こういう外国人のための「リアルタイム病院の通訳」、あるいは行政の現場で、「言葉が中々通じない所で役に立ちたい」と思いまして、こういうもの（遠隔通訳の機械セットを示す）で今私たちが取り組んでいるのです。携帯（電話）とスピーカーを繋げて、通訳をしています。

もう一つの活動は、「職業の紹介」。「いい所、いい会社を紹介していく」と言うか、いい状況で雇用していかれるようにしています。

また、「子どもたちへの読み聞かせCDの作成」でスペイン語読みの音読みや、お母さんたちが子どもと接する場の一つの機会づくりとして、読み聞かせ用にCDや本を作成したりしています。

交流は「寄付金を集めて絵本を購入し、保育園や幼稚園に寄付する」という活動をしています。

あと、ポルトガル語、スペイン語の翻訳を行なっています。

出入国の手続きや、日常相談、教育相談から医療相談からいろいろな生活に関する相談も受けています。

こういう事業で私たちが社会に役立つように、みんな幸せに暮らせるように、いいまちづくりに頑張っていきたいと思います。

## 児玉

いろいろな偏見もあるという中で、自分たちで団体も作りながら、様々な活動をしているということでもあります。実際に今問題になっているのは、ある薬局のチェーン店ですけれども、そこで「外国人が入ったら注意するように」ということが書いてあるマニュアルが全国に配られているということが明らかになって、実際に外国人が（店に）入ると、サッと定員がチェックに来るということが起きています。おそらく「外国人が来たらマニュアルに基づいて行動をしなければ」ということで、今の問題が起きたのだろうと思います。それを外国人である前に、そういう店に入ったら直ぐに店員が来て、チェックするという状況がずっと起こってくると、非常にこれは外国人にとってみるとプライドを傷つけられるような状況になっているのだと思います。

それでは残り約30分ございます。会場の皆様から富野先生の話を聞いて、いろいろ感じられたこともありますでしょうし、今3人の方々にお話しを伺って、またいろいろと質問、様々なものがあると思います。それらを出していただけたらと思います。

#### 参加者意見・質問

##### 参加者A

私は四日市に住んでいる在日朝鮮人です。昭和20年生まれですので（水谷）校長先生と同じ歳になります。今日はパネラーの藤本さん、水谷さん、そして米川さん本当に立派な仕事をしているという感じを受けました。難しい中でいろいろいいことをやっていることが解りました。それと同時に私は在日朝鮮人・韓国人の一人としていわゆるオールドカマーです。今年9月1日に朝鮮学校が阿倉川にあります、そこが60周年を迎えます。私はそのことから在日朝鮮人の生活相談所の事務部長をやって三重県を30年間廻りました。松阪、伊勢から伊賀、上野からずっと廻って、こういう国際化という問題は本当に大事な問題だと感じています。

最近ブラジルとかペルーとかフィリピンとかからたくさん来ています。爆発的に増えている。昔は朝鮮・韓国人が一番多かったのですが、今や2位になっています。それぐらい多いのですけれども、そういうことでこれからは、私たちもこういう人たちと連携を取りつつ今まで、政治に、あまりにもイデオロギーに振り回されてきた、南北対立とか、日本とのいろいろな過去の問題とかあったのですけれど、本当に「公正公平にやっていかなければいけない」と私たちは真剣に思っています。

そういうことでこれからは「外国人が何人いて、朝鮮・韓国人が何人いて、どういう状態にあるのか」ということを総合的にやっていかなくてはいけない」という問題があるのではないかと私は思っていますので、そういう点でまた朝鮮・韓国人の方も入れていただければと思います。

##### 児玉

かなり日本に帰化された方もみえますけれども、しかし、「だから問題が解決しているわけではない」ということもあって、外国人の問題はやはり「誇りを持って生きていける」ということが非常に重要なことだろうと思います。日系ブラジル人が日系ブラジル人として誇りを持って生きていけるかどうか、在日韓国人・朝鮮人が誇りを持って生きていけるか、これが一つの希望になるのかと思います。

##### 参加者B

実は私、津市内で高校の教師をやっていました、退職後の去年、鎮江（市）と津市が学術協定をしておりますので、「日本の津（市）の文化を教えて欲しい」ということで、（鎮江市へ）1年半行きました。そこで初めて解ったのですが、やはり「日本で外国を見る」ということと、「外国から日本を見る」ということ。つまり異国体験と言うか、それは「旅すること」と、「そこに住むこと」がこれほど違うのかと60歳ながら身をもって体験しました。

「国際化」という言葉が先にあって、それに付随していくというのが日本のやり方みたいな気がする

のです。と言いますのは、日本では例えば教育の現場においてました時にもそうでしたけれど、「人と異なることを嫌う」つまり同一でなければいけない。よそと違ってはいけない。だから今の子どもを見ても大人を見ても、よそがいい車を買うと子どもまで「お父さん、あそこのお家はいい車買ったよ」とか言う。何かそういうモノとモノの比較で生きているみたいな感じ。そして人を「親の職業」とか、それから「社会的地位」とかでその人の適正、その人の力をみる。「その人の持っているパーソナリティとかアイデンティティとかそういうものが大事だ」と一方で言われながら、そのようなものが育つ教育もなされていないと思います。

ところが、中国に行って、韓国人とかコリアンが活き活きしている状況が（学生でも）いっぱいあつたし、そこで商売している人が、日本での考え方と全く違うのです。三重大学の学生とコリアンの人とかドイツの人とかいろいろな人に混じって4ヶ月半、中国語も勉強しながらともにしたのですが、何か肩の荷がありました。それはなぜかと言うと、日本では家族とか親の職業とかそういうのものがまず「ありき」という形でその人を見る。そうではないのです。人間は本当にグローバル化してきていて「人と人」、「心と心」、そういう精神的な部分を痛感しました。

そういうことをすると日本では浮き上がっているような感じで、「あいつは人と物の考え方方が違う」と直ぐに決め付けてしまいます。私は私で自分の教育をやってきたのですが、「絶対的な組織から離れられない」、そういう部分もあるのですが、日本と中国の教育の違いもあります。それは先ほど言わっていましたように、ほとんど生徒が高校までは入る。10時間以上も勉強している。夜には飲み水を確保するために1km以上離れた所から水を汲んてきて、お湯を沸かし、ポットに入れて、それを飲み水として大事に飲む。その辺の差というかギャップをもっともっと理解するべきです。日本で言う国際化というのは「頭の中で教えられた国際化」であって、人間というのは手足があるわけですからトータルに動くことが大事なのではないかと思います。

つまり、「国際化」という言葉だけが先走っていますが、「本当にその人になりきる」ということが大事だと思います。

偉そうなことは言えないのですが、私はホームステイでブラジルの方も韓国の方も中国の方も受け入れてきました。実はこれに対しては家内が物凄く反対しまして、一昼夜話をしてもなかなか埒があかなくて大変な問題でしたけれども、それをクリアしたら、広い広い世界が見えてきて、「なんで日本人はこんなに狭い三重県だけにこだわっているのか」と馬鹿らしくなってきました。

例えば地域講習で（中国の）市役所へ行った時に、今、会社法とか地方公務員法とかも、中国では発展途上ですから、ようやく動き出したという状態です。ところが「国際化」という面では、これは英語圏、これはブラジル語圏、そしてこれは韓国語圏、そしてこれは日本語圏ということで、日本人の担当の方は3人、それからコリアンの担当の職員が2人いました。その人はそれらの情報、大事なものを全部ピックアップしていくなるべく広く知っていただくということで情報を提供するということをしていました。

「国際化は我々の21世紀の問題である」。この「我々は～」という時の「我々」は、自分を除いての「我々」なのです。「自分がどう関わるか」ということが大事であって、その「我々」の「我」というのを

自分自身の問題として捉えなければ、それは本当の「国際化」とは言えないのではないか、そういうことを私は体験して解りました。

#### 児玉

根本的な問題です。「頭の中で、空想で考えるのではなくて、やはりきちんと心から国際化ができるか」という提案だったと思います。

他にございますか。もっと具体的な問題になっても結構でございます。

#### 参加者C

(富野) 先生の話を聞いていて「質問しようかな、どうしようかな」と迷っていたのですが、考えがまとめられなかったので、せっかくの機会ですからみなさんにも併せてお聞きしたいと思います。

先生は最後におっしゃいました「行政にしかできないことは行政でやっていくべきである」。それは私たちも仕事を通じていろいろな行政の方々にたくさん投げかけをさせていただいているが、なかなかそれを実行に移されることが少ないと感じます。それを実行していくためには、やっぱり組織で動いていらっしゃるので、やはり「組織としてどうやっていくか」という「政策的な位置付け」というのが必要なのだ、というのを今日改めて「政策的に位置付けられていない」という話を聞いて、「あ、そうなんだ」ということを認識したような感じです。

ここに来ていらっしゃるみなさんは、そういう立場の方であって、直接的な業務に携わっているかどうかということは別にして、外国人の方々と一緒に住みやすい地域づくりをして、進めていくということは、仕事を離れたところの中でもやっていける部分があると思うのですが、行政の立場の方であれば、「行政にしかできないことはやらなければいけないこと」ですし、「市民として何ができるのか」という部分において、「何をしていかなければいけないか」ということをそれぞれパネラーみなさん方は、お感じになっているのかなということと、今日来ている私も含めて参加者のみなさんに対するアドバイスをいただけたらと思います。

#### 児玉

かなり大きな質問になるかと思いますが、こうした問題を解決するには「何をすればいいか」。特に「行政が何をしなければならないか」ということになるかと思います。

#### 参加者D

今回お話を聞かせていただいて、藤本先生が「外国人の方と日本人との関係が多様化している」というようにおっしゃられたのですけれど、一方で日本人ととても親しくなって、交流している外国の方もいらっしゃれば、そうではなくて全くのエスニックコミュニティを形成されて、日本人とあまり関らずに生活していらっしゃる方がみえる。やはりその方々への対応とか支援というのは、違ってくるのではないかと感じています。それで「具体的にどういう支援をしていけばいいのか」というのを教えてい

ただければと思います。

例えば学校においての子どもでも「日本語を学びたい」と言って「日本語教室に来てくれる子ども」とか、また、「学校に来ている子ども」と「学校に来ていない子ども」ということでも別の対応策が求められると思うので、そのあたりのアドバイスをいただけたらと思います。

児玉

それでは、パネラーの方々に戻したいと思います。

具体的な質問もあったのですが、それらも踏まえてお答えいただけたかったらお願ひします。では藤本先生からお願ひします。

藤本氏発言②

藤本

いろいろな角度でお話をいただいたので、私は全部に関わる話をします。日本人でも外国に行ってよくその国の人と交わる人と、ほとんど交わらない人は必ずいると思います。この間、ブラジルの人中心のシンポジウムに行きました。こちらで（例えば）いろいろな交流をしたり、いろいろな理解をする人がいて、（例えば）「保険に積極的に加入しようとする人もいるが、しない人は、向こう（母国）でもしない人だ」と報告していました。人間の性格ですからいろいろな方がみえますから、「なるほど日本人もそういう見方をすればそうなんだな」とよく分かったのです。いろいろな場面場面でそうなのだと思います。（また）あらゆる分野でそうだと思うが、とにかく最後まで母国の言葉しか話さない、話せない、話さなくていい状況というのもてきてきてはいますので、（外国人の人が増えるにつれて）そういう（いろいろな）人もこれからもみえると思います。

その中で、結局は「いろいろな国の言葉で地域がどれだけ情報を提供できるか」ということが多分大事になってくると思うのです。この間地震があって、（一昨年の9月に地震があった時に）日系の人たちに情報が伝わらなくて、間違った情報が流れたために鈴鹿とか亀山とかの市役所でもそうですが、「高い所で100人、200人の方が夜通しした」という話がありました。そういう災害の時にだけいくらその国の言葉で情報発信しても、どこを聞いていいか解らない。ということは、「日常の情報が、日本語が十分でない人たちのために提供されていて、何か災害が起こった時には、チャンネルを合わせば何か言ってくれる」ということがすごく大事だと思うのです。

「日本に来たから日本語覚えなさい」で済んでいくなら多分日本の多文化化の心配は要らないと思うのですけれど、そんなことではないので、ますます日本語で意思が通じない人たちがこれから多くなってくることを前提にしていろんなことを考えていかなければいけないと思います。

もう一つ。学校だと「国際理解教育」で、社会教育だと「国際理解講座」ということで、いろいろな話をされるのですが、外国の人に来てもらってその国変わった文化とか食事とか、いろいろな話を聞いて、「ああ、日本とこれだけ違うんだ」とか「なるほどこんなに違っているんだな」と理解して、そ

れで「国際理解教育だ」と行なわれていることが多いです。外国人を呼んで「いろいろな話をしてください」というところから始まるのですけれども、そういうのを「ツーリストプログラム」とか「ツーリストカリキュラム」と言うらしいのですが、(これでは) あくまで「旅行者」(の視点) なのです。観客席から映画を見ているような捉え方なのです。実はそうではなくて、大事なことは学校の講義にしても、成人向けの社会の講座にしても、「いろいろな文化があって、その文化を日本の自分の持っている文化と同じ視点で捉える」、「ああ、これだけ違うのだ」ではなくて、「これだけ生活とか自然が違えば文化も違って、いろいろな物があって、それを持っている人がいるのだ」ということ。実際に隣にそういう人がいる時、あるいは同じ職場とか同じクラスになった時に、「その人が持っているものを良く理解して、理解しあえるように意識をもっていく」というような講座とか、(教育もそうですけど) そういうことが中々実際には行なわれていないのが現状です。あるベテランの方や良く内容を知っている方がそういうことを言われていました、「実際にそのとおりではないか」ということを感じました。

そういう視点での教育とか講座とかがこれからは大事なのではないかと思います。

児玉

水谷先生お願いします。

水谷氏発言②

水谷

身近な地域の外国人はいろいろな悩みを持って生活されていると思うのですけれど、その悩みと/orか、その思いというものを「どういうふうに受け皿を作つてやるか」ということが必要だろうと思います。学校は学校なりの受け皿、行政は行政なりの受け皿、いろいろな形でやられているのですけれども、それをまず一番手広くやることが大切ではないかと思います。

経験上、この悩み相談、教育相談でも何でも結構なのですけれども、相談事が持ち込まれた場合、私も含めて非常に苦手です。「そんなに長い時間は付き合っていられないではないか」というのが本音ではないかと思うのですけれども、そこを乗り越えないとなかなか難しいのではないかと思います。

私自身は原則として3原則を思っていたのです。一つは外国の皆さん方と話をする時に「聞くこと」です。その次は「伝えること」です。そして、そこから「学ぶこと」です。この3つを弁えていれば、大体お互いに心を開いて解り合えるのではないかと思います。「言葉の問題は、次の問題だろう」と思いますので、やはり「親切に話を聞いてくれた」という印象は、残りますので、この3原則を外国人との相互理解の基本と考えてやって参りました。

具体的に「学校でどのような形で対応していたか」ということですけれども、例えば学校へ外国籍の保護者を呼んで話をする場合でも、あるいは家へ家庭訪問をする場合でも一人では行かない。できれば通訳の方も含めて複数で行くというのが1点です。そういうルールみたいなのでやっていました。

それから学校のみならず、先ほども申し上げました公民館の館長もやっておりましたので、この公民

館の中で「日本語教室」というようなものも設けていたわけですが、実はこれには目的がもう一つありますて、「新しく学校へ入学してきた外国籍の子どもさんの親と話をする機会をどこかで設けなければならない」、「昼間働いてみえるケースが多いだろうから夜だったら空いているだろう」ということで、公民館の日本語教室は水曜日の午後7時からやっていたわけです。午後7時～9時ぐらいまで2時間程やっていたのですけれども、「そこに来れば担任と話ができる」、そういう場の設定をしていました。これでかなりの方が来てくれました。つまり、その子のお母さんやお父さんと話をする機会ができましたので、これはやはり「学校の中だけでは、学校の時間だけでは解決ができない問題かな」と思いました。

それからもう一つは、1年生というのは、小学校教育の中で非常に問題になる学年であります。例外なく1年生にたくさんの外国籍にお子さんが入学してみえます。この2～3年間は複数の国からみえますので、これへの対応というのは非常に難しい問題です。しかし、1年生が一番大事ですので、その1年生の外国籍児童のお父さんとお母さん、本当は両方に来てもらうといいのですけれど、これも夜に設定する場合が多いのですが、それだけの懇談会というものを1年生専用に毎年やっています。やはり関心が深いですから、要請すれば必ず来ていただけますので、そういう場でいわゆる「聞くこと」、「伝えること」、「学ぶこと」ですね、「学ぶこと」は自分の問題です。「指導者として学ぶこと」を基本に対応してきました。これはかなり効果があったのではないかと考えています。

児玉

米川さんお願いします。

米川氏発言②

米川

「地域に、みなさんの周りにどれだけ外国人がいるのか」ちょっと想像してみてください。地域、市内にどれくらい外国人がいるのか、それは調べるまでもないのですけれど、どれくらいいるのかを意識してください。

問題はたくさんここでも出たと思いますけれど、これからそれらを一つ一つ解決していくためには「どういうふうにすればいいか」「私は何ができるのか」ということがすごく大事だと思います。

私たちNPOは、外国人と日本人、及び行政の間ではいろいろ役立つものがあると思いますけれど、決して「一人ではできない」と思います。「みんなの力で」。先ほど藤本先生が「地震が起きた時にどういう対応をするのか」、「日本語が解らないから近所の人に助けられない」、そういう時には言葉は要りません。対策としていろいろ考えていかなければならないと思いますけど、やはり意識から、一人一人意識していかないといいまちづくりはできないと思います。

私たちもそういう「心と心のつながり」を大切にし、イベントも年2回実施しています。それには外

国の方も呼んで、ブラジルの小学生、日本人の小学校の方も参加して、心と心のつながりを、いろいろな立場の人がそこに来て、話をすることができて、すごくいい機会だと思います。これからそういう行事だとか、学校だけではなく、（学校も文化祭とか発表会とかいろんな学校でもやっていますが）身近に外国人と接する機会がありますので、是非そこへ参加してください。感じるものがたくさんあると思います。そこで「自分がどういう力を持っているのか」というもの見えてくると思いますので、これからよろしくお願ひします。

本当に「外国の方に一人でもいいから友達を作ってください」。よろしくお願ひします。

おわりに

児玉

私も外国人の問題、国際化の問題をいろいろ考えていく中で、2つのキーワードにあたっています。その2つは「希望」と「誇り」ということです。つまりこういう問題を詰めていくと、「希望」と「誇り」になっていくような気がするのです。今の状況は苦しくても、「希望」があるのなら、それで「いろいろどうしよう、こうしよう」といろいろな形で力は出るものです。そして「誇り」を感じることは自分の文化、自分が生きることに「誇り」を感じることができるということで、つまり、どの人も「誇り」を感じることができる社会というものが、私は「国際化された社会」、そして「人権が確立された社会」であるのではないかと思っています。

そう考えるといろいろと障がい者の問題でも、「障がい者を助けてあげなければ」というのではなしに、障がい者自身が「誇り」を持って生きていく、そういう社会を築くということが重要なのではないかと思っているのです。

先ほど「どういう仕事をすべきなのか」ということがありました。「特に行政はどうなのか」と。私は行政がすべき仕事というのは、基本的に「市民が希望を持って、展望を持ってやっていく、その力を引き出すためのコーディネート、調整役」だと思います。行政が全部やろうと思っても、今の大きな問題を解決することはできないと思います。むしろ「行政がやるべきこと」は、富野先生の話もそれに近いことがあったと思いますけれども、その市民の力、そしてこの問題では外国人自らも米川さんなどは、「UBJ」、「ユニオン オブ ブラジリアン ジャパン」ですかね？。「ブラジリアン アンド ジャパン」ですか？。英語では「ユニオン」ですかね？。「日本人もブラジル人も一緒になっていい社会を創っていく」という団体も作っていらっしゃいます。むしろこうした活動を支える、それを様々な日本の団体も、藤本先生も「伊賀にほんごの会」や「みえにほんごネットワーク」等の様々な活動をなさっていますが、こうした力を引き出していくという、そしてそれを調整していくという役割を県や市、つまり行政がやることができるのが何よりも大切なことです。そのための予算も人員も是非必要だと思うのです。予算をカットして、「仕事は民間でやればいいから予算も何なくてもできる」というものではないと思うのです。むしろ予算をもっと増やして、そして「やるべきことをやってもそれでやっと追いつくかどうか」という大きな問題がここにあるだろうと思っています。

市民が、あるいは日本人も外国人も一緒になって「希望」を創り出し、「展望」を創り出し、そして「誇り」を感じられるような社会づくりができるようなそうした仕組みができればいいと思っています。ありがとうございました。

※当稿は2006年1月19日に開催した自治講演会シンポジウムの内容を事務局で編集したものである。

文責 三重県地方自治研究センター